

○御船座長 ただいまから「国民生活審議会消費者政策部会第2回WG（第1WG）」を開催いたします。本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。まず、事務局から資料の説明をしてください。

○山崎課長補佐 本日の資料でございますけれども、資料1-1、座長整理ペーパーとしまして「消費者基本計画の検証・評価・監視 第1WG 重点審議施策」というもの。

資料1-2、主な論点としまして、重点審議施策に関する論点の資料を付けております。

資料2「検証・評価・監視シート」がございます。

資料3で、委員の方々のプレゼン資料としまして、品川委員、大河内委員、東委員からのプレゼン資料を付けております。

資料4で「『消費者基本計画』の『リコール制度の強化・拡充』H17年度政策の評価について」という、全国消費者団体連絡会からの資料を付けております。

資料5「消費者教育の体系シート」に関する資料を付けております。

以上でございます。

○御船座長 本日の会合では、重点審議施策を中心にして、担当省庁を交えまして御議論いただきます。第1WGの施策は1～16ですけれども、その施策を第1回会合での御議論、委員の質問・意見に対する担当省庁からの回答に基づきまして、重点審議施策と、それ以外の施策に分けて皆様にお諮りしました。重点審議施策の項目及び当該項目を重点審議施策とした趣旨は、皆様御案内のように、資料1-1「消費者基本計画の検証・評価・監視 第1WG 重点審議施策」のとおりです。

他方、重点審議施策以外の施策につきましては、本日資料2「検証・評価・監視シート」でございますが、その一番右の欄におきまして、座長私案を提示しております。第1回会合におきまして、担当省庁から提示を受けました「検証・評価・監視シート」について、担当省庁からの回答を踏まえて作成したものです。

本日は、まず私から資料1-1について御説明を行い、その後重点審議施策について審議を行っていきたいと考えております。

重点審議施策については、基本的に施策ごとに、まず先日の委員からの担当省庁への御意見などを踏まえ、私の方であらかじめお願いをさせていただきました委員の方から、10分以内で御提案をいただき、その後資料1-2の論点メモに沿って担当省庁の方々を交えて討議を行いたいと考えております。

審議は、お手元の進行表のとおり行います。よろしいでしょうか。それでは、資料2を御説明いたします。

それでは「番号1の施策」に関しましては、重点審議施策〔1〕となりますので省略して、後ほどの審議に移っていきたいと思います。

「番号2の施策」に関しましては、重点審議施策〔1〕でございます。

「番号3の施策」に関しましては、重点審議施策〔3〕でございます。

「番号4の施策」に関しましては、重点審議施策〔2〕になります。これも後ほどに任せていきます。

「番号5の施策」に関しましては「食の安全・安心分野におけるトレーサビリティ・システムの普及推進②」に関しまして、一番右側の欄を見ていただきたいんですけども「検証において、左記回答を追記すること」といたしました。この②につきましても、検証において左記回答を追記することとしたいと思います。

「番号6の施策」に関しましては、4ページでございますけれども「検証・評価・監視において、左記回答に修正すること」といたしました。また、監視の項目では、監視において左記回答をわかりやすく追記していただくことにいたしました。

ちょっと早過ぎますか。よろしいでしょうか。前もっておおよそのことはお伺いして御提示申し上げております。

「番号7の施策」に関しましては、重点審議施策〔4〕とさせていただきます。

「番号8の施策」に関しましては、これは学校や社会教育施設における消費者教育の推進ですが、6ページでございます。「監視において、左記回答を追記すること」。②に関しましては、同様の私案とさせていただきます。

「番号9の施策」に関しましては、重点審議施策〔5〕とさせていただきます。す。「消費者教育の基盤整備」ということでございます。番号9は非常に大部でございます。

「番号10の施策」に関しましては「環境に配慮した消費者一人ひとりの取組みの促進」ということの①です。検証に関して回答をいただいたことがございますので「検証において、左記回答を追記すること」。②に関しましては「検証・監視において、左記回答を追記すること」。評価に関しましては、回答をいただいておりますので「評価において、左記回答をキャンペーン実施前後の比較を含めて追記すること」とさせていただきます。

また次の2ページに移りまして「監視において、左記回答を追記すること」ということで、2点ございます。

「番号11の施策」に関しましては「検証において、左記回答を追記すること」ということで、2点ございます。また、監視というところで「監視において、左記回答を追記すること」というふうにさせていただきます。

消費者のマイバッグ持参・レジ袋削減等々に関しましては「監視において、左記回答を追記すること」ということで、御回答がきちんとしておりますので、それを追記していただく形にしております。

6ページに関しましては、2点において「監視において、左記回答を追記すること」ということにさせていただきます。

「番号12の施策」に関しましては「環境教育の推進」ですが、①の検証・評価に関しても「検証・監視において、左記回答を追記すること」。表彰の効果に関しましては「評価において、左記回答を追記すること」。あるいは監視について、参加型のコンテン

ツの充実等々に関しまして「監視において、左記回答を追記すること」。ホームページ等、国民が利用しやすいアクセス容易な工夫をする予定に関しましても追記をしていただきました。

あと9ページにも2点ございまして、監視において追記事項としていただきました。

「番号13の施策」に関しましては、重点審議施策〔6〕ということで、後ほど御審議いただき、「番号14の施策」に関しましては、重点審議施策〔7〕ということで、後ほどの御審議に移らせていただきたいと思います。

「番号15の施策」に関しましては、回答に関しまして同様に検証・評価・監視、評価は2点ここではございます。また、監視においても3点ございまして、これからの追記をしていただくという形を取らせていただきました。

「番号16の施策」に関しましては、重点審議施策〔6〕として審議させていただきたいと思っております。

ちょっと早足でございましたが、皆様に重点審議施策と重点審議以外のもの、これは回答がほぼ満足とは言いませんが、きちんと回答いただき、ある程度の展望もございまして、この形で進めて、重点審議施策に重点化していきたいと考えております。

この資料につきましては、今、非常に早足でまいりましたので、後日委員の皆様方からも意見をちょうだいしたいと思いますので、ゆっくりごらんいただいて御意見等々をよろしくお願いいたします。

それでは、早速、重点審議施策〔1〕「リスクコミュニケーションへの消費者の参加促進」（施策1、2）に関連しまして、これから始めたいと思っております。

御提案いただく委員は、品川委員です。また、各省庁で御対応いただきますのは、食品安全委員会リスクコミュニケーション官の西郷正道さん、厚生労働省医薬食料局食品安全部企画情報課課長補佐の吉田佳督さん、農林水産省消費・安全局消費者情報官課長補佐の富澤宗高さんです。

それでは、まず品川委員、お願いいたします。

○品川委員 資料3-1ということで、メモを出させていただいております。座長おまとめの重点審議施策で書かれている順序に、必ずしも沿っているわけではないと思っておりますけれども、改めて若干コメントさせていただきます。

リスクコミュニケーションに関する現状と評価ということですが、それぞれ農水、厚労、あるいは食品安全委員会等で手順書をつくったり、検討会を持ったりということで、リスクコミュニケーションの水準を上げるための努力をなさっているということは承知しております。頑張っているという理解をしております。

ただ、全体としてリスクコミュニケーションが目指す関係者の相互理解なり意見交換が十分にされているというふうには、まだまだ言い切れませんし、意見交換を通じて、一部分意見が現実の最終政策判断に反映しているのかどうかということが、必ずしも見えないという状況にあるかと思っております。

意見交換の中で出されている意見が、最終結果に反映しているということについて、あるいはしていない理由等について、その部分の説明がきちんとされるということも今のリスク分析の手法そのものについての国民の理解促進を図るという上でも大切なことだと思います。

そういう点で言いますと、今後の改善方向ということと言いますと、1つはこの間の努力を継続することですし、ある意味で一朝一夕にこうしたシステムが定着するということはありませんので、努力の積み重ねこそ重要と思うということが1つです。

同時に、コミュニケーションの、とりわけスキルの向上ということがこの面では大変重要だと思っております、そんな点では食品安全委員会を中心にリスク管理機関も一緒に関係各層それぞれのコミュニケーションスキル向上に対する支援策をお考えいただくということが、更に必要です。

関係各層と申しますのは、関係する省庁、あるいは地方行政も含まれると思われ、それから行政関係だけでなく消費者も事業者も、あるいは学識者も、場合によってはマスコミ等も含めて、スキルの向上がそれぞれに必要でありますので、そうした各層のスキル向上のための施策ということも食品安全委員会等を中心にお考えいただくことも必要ではなかろうか。

中長期的に政策判断が必要になる事項と書きましたのは、GMO、遺伝子組換え食品だとか、放射線照射食品だとか、これまでも国民の中でいろいろ意見が分かれたり、大変問題がクローズアップされたことが過去にあります。当座すぐにこれらの問題について政策措置をとるということは、直近は想定されていなくても、いずれ改めて、例えば米のGMOをどうするかとか、放射線照射食品の話に近い将来、新しい政策判断が求められることも想定される大きい問題です。この種の問題については当座の政策判断が必要になったときにリスクコミュニケーションというよりも、中期的に、国民の中での理解促進、コミュニケーションというのを前広に重ねておく必要があると思っております、そんなことも計画的にコミュニケーションの中身として設定する必要があるだろうと思っております。

それぞれテーマごとに省庁横断的に情報提供の仕方についての統一をお考えいただくことも必要だろうと思っております。

関連して2枚目にもう少し触れております。リスクコミュニケーションの関連事項ということと言いますと、既に取り組みを進める旨、御説明もされていると理解しておりますが、リスク管理機関とリスク評価機関との間のリスクコミュニケーション、あるいはリスク分析手法の分担関係ということが、もっと整理される必要がある。管理機関から評価機関に諮問事項を発する際に、その諮問の中身が適切なかどうかということ自体も、この両機関の間で十分コミュニケーションを図るといった上で評価の作業に入っていくことがもっと必要ではなかろうかというふうに思う点が1点です。

もう一つは、各種意見交換会が極めてしばしば、それも大変力を入れて開催されている

のでありますが、その交換会の報道がマスコミ等に関心の高い事項については即日報道がされるのですけれども、必ずしもマスコミの報道というのは意見交換会の全容をそのまま報道するというのではなくて、それぞれの関心事に応じて強調するところを強調するという報道になるわけですし、それが必ずしも全体概要をそのまま反映するというわけではないわけでありまして。

そんな点では、個々の意見交換会が次の意見交換会にもいろいろ影響を及ぼしていくということも、多々あるわけでありまして、そんな点ではできるだけ即座に全容報道、紹介をホームページなり何なりを通じて行うスピードが大切だと思っております、そんな点の努力等もいただく必要がありはしないかと思っておりますというところでありまして。

リスクコミュニケーションに関して、私としてはそんな点を更に明確にさせていただければと思っております。

○御船座長 ありがとうございます。

それでは、意見交換に移っていきたくと思います。御意見、あるいは省庁の方々の御回答などございましたら、よろしく願いいたします。

それでは、私の方からリスクコミュニケーションという非常に難しいことがございます。それで、非常にたくさんの御努力をいただいているということがよくわかっておりまして、それから効果的に推進されるということも回答を得まして、よくわかったんですけれども、やはり消費者が非常にわかりにくいということがございます。消費者への理解度を、どういうふうに把握して、そしてそれを次に向けていくのかということとか。今、マスコミが真ん中に入って、そして報道されるということで、マスコミの関心ということで全容がなかなかわからない。しかも、やはり難しいと。私自身も、非常にリスクコミュニケーションについては消費者が一番わかりにくいことということがあります、今回重点審議施策〔1〕にしたんですけれども、そういう意味では「主な論点」の3番にリスクコミュニケーションに精通した人材の育成とか、そういうことを1、2、3の辺りで是非御発言をいただきたいと思っておりますけれども、まず食品安全委員会がキーになっていると思いますので、食品安全委員会の方からお願いできればと思います。

○西郷リスクコミュニケーション官 食品安全委員会の西郷でございます。よろしく願いいたします。重点審議施策としていただいたということで光栄と申しますか、戦々恐々としているところでございます。ひとつお手やわらかにお願いしたいと存じます。

今、座長の御指摘、それから品川委員からのプレゼンテーションと御指摘もありまして、よく私ども指摘を受けているところでございますし、確かに今のところ、言ってみればやればいいんだみたいな形で、わっとやっているんですけれども、一体それでもって何ができているのかといったことについて、効果だとか何とかということについては、きちんと把握する手法は確かにはないので、その辺についてどうしたらいいかということにつきましては、いろいろそれこそ試行錯誤しております。

まず、品川委員がプレゼンテーションされた点につきまして、いろいろ取組みを進めて

いることは評価するというので、確かにいろんなことをやっているということにつきまして、前回は御説明いたしましたけれども、我が国の場合リスクコミュニケーションという意見交換が今、事実上中心になっております。これは、意外と先進国の中では珍しいということがわかってまいりました。この間も御説明いたしましたけれども、平成15年7月にこのシステムになりましてから、もう220回ぐらい3府省でいろいろ連携したような形で全国各地でやってきております。

220回と申しますとあれですけども、1年は52週間ほどでございますから、要するに1週間に1回か2回、必ずどこかでやっているというふうな計算になるわけでございます。それで食のリスクについて御関心なり理解が高まったかといったことについては、若干心寒いところもないわけではないということでございます。

いろいろ御指摘をいただいているわけでございますけれども、やはり当初始めたときには透明性を上げるということで、意見交換会は専門家も消費者も、知っている人も知らない人も、要するに食の関係者は食べない人はいませんから全部なわけですけども、事業者も含めてみんなが集まって議論しようということで意見交換会ということでずっとやってきたわけですが、やはり案件によっては物すごく専門的な話になってしまうこともございますし、あるいはBSE問題のように、どちらかというともう安全問題というよりは信用問題のような話になってきているところもございます。

そういった、意外と質的に違うところに、専門家から消費者まで一堂に会して全部やるということが、本当に効果的なのか、ある程度無理があるのではないかということにつきましてはいろいろな指摘がございまして、実はこの食品安全委員会にリスクコミュニケーション専門調査会と申しまして、それをどうしてやっていったらいいかということだけを専門に調査していただいております。これは消費者団体の方にも入っていただいておりますし、事業者の方にも入っていただいております。今、ちょうど技術的なやり方の点につきまして、例えばターゲティングを行ってやるとか、そういったことにつきましてのとりまとめ作業に今、入っているところでございます。

ですので、多分そちらの検討の方が早くなると思いますので、その結果は勿論こちらにもお持ちして見ていただければと思っております。そういった技術的なことについてやってございます。

一方で、ターゲティングを行うと非常に効率はよくなるかもしれませんが、ただ話のわかる人たちだけでコミュニケーションしているのではないかという話に見えてしまう可能性もありますものですから、そこら辺はいろいろバランスを見ながらやっていかなければいけないということもございますので、一緒くたにはなかなか難しいと思っております。

意見交換会以外の手法、ホームページだとか、いろいろあるわけでございますけれども、そこにつきましても、少しずつ少しずつやってございますけれども、確かに役所がやりますと、とにかくホームページに載せるとやったつもりになっているんですけども、公開

したつもりになっているわけですがけれども、自分でやってみるとなかなかそこが見つからなかったりすることもあるものですから、そういった使い勝手の面だとか、だれをターゲットにした資料なのかといったことにつきましては、やはり少しずつ考えてやっていかなければいけないと思っております。

ただ、いろいろ御指摘いただいておりますけれども、結構科学的な話になってまいりますと、専門家の先生方は何でこんなにわかりやすく説明しているのかわかってもらえないのかということ、本当におっしゃる方がいらっしゃいますし、それから初めて話を聞いた人には、あの人は一体何をしゃべっているのか全くわからないとおっしゃる方もいらっしゃるわけで、これはなかなか同じ日本語をしゃべっているながら、そのギャップを埋めることはなかなか難しいし、だから逆に言うと専門家という方がいらっしゃるのだということもございます。

その間に伝わっている報道でございますと、私どもでの役目は非常にあれでございますけれども、いつも言っている4つの要件というのがございまして、正確であること。これは当たり前なんですけれども、正確でわかりやすい、簡単であるということと、先ほど御指摘ございましたスピード、それからだれでもアクセスできる。この4つがリスクコミュニケーションの資料としては非常に重要になるわけですが、この4つを達成することは至難の技でございまして、なかなか難しい。特に評価が出ますといったときに、一月でパブリック・コメントをくださいといったときに、解説資料をつくるわけでございますけれども、議論が進んでいる間につくり始めてはいるんですけれども、すぐに使いものにならなくなるわけなので、そういったところの即時性とか、わかりやすさとか、正確性といった点につきましては、非常に難しいというか、一朝一夕に直っていくのは難しい、努力はいたしますけれどもいろいろ時間がかかるかなと思っております。勉強はしているところでございます。

ですから、改善の方向の中で、スキル向上等いろいろありましたけれども、微々たるものですけれども、予算措置等講じつつありまして、いわゆるリスクコミュニケーションに参画される各層、関係者と呼んでございますけれども、消費者の方、地方行政、あるいは我々もそうなんですけれども、専門家のコミュニケーションスキルと言ってしまうとあれなんですけれども、お互い何をやっているのかわかるようにするとか、最近ではメディアトレーニングと申しまして、発表する側からうまく伝わらないということにつきまして、うまく伝えるスキームみたいなものも若干開発されておまして、発信側にそういうことを勉強してもらおうようなことも検討しているところでございます。

意見交換会の様子を早く出せという即時性の話でございまして、確かに議事録は発言者にチェックを求める都合がございまして、幾ら急いでも2、3週間かかってしまうところがございます。例えば、概要版というのを一時やったことがあるんですけれども、たしか私の覚えているのは遺伝子組換えのときでございましたけれども、事務局の責任をもって概要をつくるんですけれども、発言された方から趣旨が違ふというふうになら

ことが多くて、その概要をまとめるのにまた2、3週間かかったりすることが往々にして、機微な問題になりますと、特に発言を縮めた形で書くとなかなか難しいというところがございます。

そういったことがございますけれども、ただ、今、食品安全委員会の先週の委員会であれなんですけれども、意見交換会だけではなくていろんな専門調査会がございますけれども、開催案内は早く出るんですけれども、資料も出てくるんですけれども、どういう議論になったかというのは、やはり議事録が出るまでわからなくなっているという点はいかがなものかということがございまして、食品安全委員会は今度メールマガジンを出すことにしました。週に1回なんですけれども、それはどちらかという開催案内というよりは、この1週間に行われた食品安全委員会関係の委員会とか専門調査会、あるいはこういう意見交換会の、どの程度概要を載せられるかあれなんですございますけれども、こういったことが議論されて、こんな意見がありましたということぐらいは配信していこうということは今、考えておまして、メルマガの読者登録をホームページ上で始めているところがございますので、たしか6月2日に第1回目の配信ができるように一生懸命準備しているところがございますけれども、これも一朝一夕にかちっとというわけにはまいりませんけれども、食品安全委員会は毎週木曜日に委員会を行っておりますので、その結果を出すということで、一応金曜日に何とか配信したいと考えております。

次に管理機関と評価機関との間の話で、例えば諮問の仕方とか、それがよくねれてないがために、科学者の議論があらぬ方向に行ってしまったということがあるのではないかと御議論、これは特にBSEのところによく指摘されているところがございます。その他でもときどきあるんでございますけれども、それは確かに御指摘のとおりでございます。

ただ、日本において食品のリスク分析の精度というのは、これで3年になろうとしているんですけれども、概念的にどこまでが評価で、どこまでが管理かということは、図で書くことはできるんですけれども、個別の課題になってまいりますと、例えばBSEの場合と、要するに規則を守るか守らないかということは、リスク評価の内側に入るのか、外側に入るのかという話になってまいりますと、非常に難しくなってまいります。チェックを守っていれば、当然のことながらOKでしょうと。でも破る人がどのぐらいいたら、リスクはどのぐらい下がるかということが数字で示されればあれなんでしょうけれども、そういったテクニカルな議論のときに、なかなか一朝一夕にどこまでが評価機関の仕事で、どこまでが管理機関の仕事だというのは、なかなか難しい場合が結構実際にはあるんです。ただ、お互いの相談をきちんとしなければいけないということはおっしゃるとおりだと思いますので、やっていこうと思っております。

一方では、こういう御指摘がございます。リスク評価機関と管理機関はそんなに相談してはいけない。要するに、慣れ合いになって、なぜ分けたのかというと、もともと管理機関が評価も全部やっていたから問題なのではないかということで分けるということが、も

ともとのリスク分析でございますから、分けることによって透明化も図れるとか、そういったことになっているわけです。

それから、評価の方は、経済的なことだとか、何も考えずとにかく科学的なことで邁進しなさいということで分けているわけなんですけれども、そういったことについて、事前に相談なんかしてしまうとまた元の木阿弥ではないかといった御指摘も一方ではあるわけです。

ですから、そこら辺のところは少しずつまいやり方を、みんなが納得できるやり方を今後も模索していかなければいけないと思っておりますし、いろんな御指摘もいただければ、要するに現在進行形だと思っております。

次に座長の御指摘の中で、人材の育成とかになりまして、これはおっしゃるとおりでございますが、では例えばリスクコミュニケーション学校みたいなものをつくって、そこを卒業したらコミュニケーションが図れるようになるかという、そういうことでもないんだと思います。ですから、確かにリスクコミュニケーションは普通のコミュニケーションと違って嫌な話なわけです。リスクがどの程度だということを、どの程度受け入れましょうかという御相談ですから、非常に聞きたくない話を無理やり聞いていただいて、ではどうしましょうかというお話ですから、本当はしたくない相談なわけです。

ただ、そこで知らなかったとかということがないようにしなければいけないということでございますので、情報提供なり、コミュニケーターと申しますか、スキルと言えば確かにスキルもそうなんですけれども、仕組みと申しますか、そういったことにつきましては、御意見をいただきながらやっていきたいと思っております。

今、リスクコミュニケーション専門調査会でも実際にそんなようなことを、こうすべきだという御意見をいただいておりますし、そのうちにとりまとめが終わりましたら、こちらにもお示しすると御参考になるかと思っております。

あと回答につきましては、一応御質問をいただいた点についてはそれなりに回答しておりますし、また不十分なことがあれば言っていただければと思います。

簡単でございますが、以上でございます。

○御船座長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

早川委員、何かございますか。

○早川委員 今、いろいろ御説明いただきましたのと、それから先ほど品川委員からもお話しされていましたが、私もどちらかと言えば一消費者のような立場で、この内容を見せていただいておりますと、確かに届けたい情報が届けたい人に届いていないというところ辺りが大きな問題で、非常に難しいところですね。では、どうやったらいいのかというところ非常に難しいと思うんですけれども、まず一つは発信物、ホームページ、パンフレットというようなお話がありますが、私もホームページはどれぐらいアクセスしてらっしゃるのか、ちょっとお聞きしたいということで、一応数はここに答えは出していただいておりますけれども、本当にホームページを開いてごらんになる方は、大なり小なり関心のあ

る方なんです。

本来きちっとこういう情報を知ってもらいたい人は、なかなかホームページをそこまで開けないのではないかと思うんです。ですから、何かというとおっしゃったとおりホームページに載せた、載せたと、それで安心してしまっているというお話がありましたけれども、ここら辺がちょっと問題ではないかと思います。

これは企業でもそうなんです。何かホームページに情報を載せたからというふうに言われるんですが、では企業が接しているお客様にどれだけ届いているのかというと、ちょっと問題だということがあります。ですから、ホームページも万全ではないということと、何か手法を考えなければいけないかなど。

たしか3枚目のところで、リスク評価について認知している消費者が少数にとどまって、食品安全委員会の情報を入手する媒体としては、マスコミが多数を占めることが示唆されている。いみじくもこういうふうに出ているわけです。ですから、むしろ私はマスコミもいろいろ問題はあるかもしれませんが、マスコミュニケーションをもう少し使っていったらどうかということ。

それから、これに合うかどうかわかりませんが、多分土曜日とか日曜日の午前中に、禁煙コマーシャルが、たしか厚生労働省でしょうか。公共広報という形で何分間か放映されています。あれは結構みんな見ているんです。ですから、ああいう形のコマーシャルというのは、お金がかかるとは思いますけれども、ただそのお金の問題もいろんな省庁がいろんなパンフレットをつくる。テーマはほとんど似通っているんだけれども、いろんなホームページをつくっていくということを考えていくと、結構無駄があるんじゃないかと思います。それでしたら、1つのテーマに沿って、それぞれの関係省庁が協力しあって1つの窓に行ったら、1つのテーマはすべてわかるというようなホームページのつくり方なり、パンフレットのつくり方なりすると、例えば5冊のところを2冊で済むかもしれない。そうなれば、少しは費用が浮いてくるという素人な意見でございます。そういうところではないかと思います。

○御船座長 どうぞお願いいたします。

○西郷リスクコミュニケーション官 御指摘ありがとうございます。ホームページの件につきましては、おっしゃるとおりだと思います。ただ、最近少しずつ、見ていただければあれなんですけれども、例えばBSEの話とか、鳥インフルエンザの話とか、あるいは最近健康食品といったものもあれですけれども、いろいろ各省その役割が決まっておるものですから、勿論同質の情報はあれですけれども、すぐリンクして、どこかに入り込むとすぐいろんなところに行けるようにはなっておりまして、確かに1回押すのも嫌だということもあるかもしれませんが、そこは少しはそうっております。

ただ、おっしゃるよう伝えたい人のところに、この間もちょっと申し上げたかもしれませんが、電子媒体はそうなんですけれども、食品の場合は往々にしてハイリスクな人は、高齢者あるいは子どもということになります。そうすると、比較的電子媒体に遠

い方々が多いということがございます。ですから、必ず電子媒体を使える人、あるいはほかの仲立人の方をターゲットにしていかなければいけないんですけども、皆さん忙しいですから、なかなか難しいということがございますので、いろんなところに、高齢者の方が集まるところとか、あるいは小さい子が集まる学校に入り込めるようには、少しずつしております。

その辺につきましては、今度は食育という分野が別途あるんですけども、その中でも安全性の情報というのはきちんと伝えなければいけないということが計画の中にうたわれておまして、その中では各省もいろいろ努力することになると思いますので、ところ協力いたしまして、例えば学校とか、家庭科の先生でございますとか、栄養士の先生、栄養教諭のところにも情報を提供していくということは、少しずつ今、組織化しつつあるところでございます。

問題意識は非常にあるのでございますけれども、なかなかおっしゃるとおり必要なターゲットに届かせることは、言うのは簡単ですけども非常に難しいと認識しております。
○早川委員 おっしゃるとおり、ものによってアクセスしてくる層が違ってくるわけですから、決してホームページが問題だとか、冊子が問題だとかということではなくて、それに集まってくる人たち用につくればいかなという感じがしますね。層別というものも必要だと思います。

ですから、ホームページにアクセスしてくる方々も、できれば年齢だとか地域だとか男女、余り言いたくはないですけども、男女の区別だとか、そういうものがアクセスする人たちの中で、どういう層が、どういう地域で、どういう年齢層が、何についてアクセスしてくるのかということ、何かわかる仕組みがあると思います。企業なんかは結構そういうことをやっておりますので、それは是非研究されたら、面ではなくてピンポイントでいろんなことができてくるのではなかと思います。

以上でございます。

○御船座長 先ほどターゲットの話があったと思うんですけども、先ほどのは専門性というターゲットだったと思うんですが、ある意味では今、早川委員がおっしゃったことは、別の意味の、つまり消費者のターゲットをどうするか。

○西郷リスクコミュニケーション官 ターゲティングというのは、まさにそういうことでございます。

○御船座長 そのターゲットをした結果、わかったことを逆にホームページの内容に反映していくというようなことは、多分意見交換会というものをすごくやられていて、そして満足度のデータも十分に把握されたと。それですごくいいなと今回の回答を見て思ったんですけども、それを生かして、次に消費者へのフィードバックをどういうふうに行っているのか、多分工夫をしていくという意欲が物すごくあるんですけども、どういう工夫につながっていくのかというような、その辺を是非詰めて教えていただくなり、今後の課題であれば、そういう具体性をもって是非お示しいただければ、消費者とし

てはありがたいと思います。

○西郷リスクコミュニケーション官 まず、そもそもターゲットिंगということが、そういうことかと思えます。意見交換会に出ていただいたアンケートを取りますと、内容がわかりやすかったでしょうか、どうでしょうかということを幾つかに分けて聞きますと、簡単過ぎてつまらなかったという人と難し過ぎたという人が、必ず同じぐらい結構なポジションでいらっしゃるんです。

ある方は、もうこんなのは自分が知っていたことばかりで、今日は来たかいがなかったという方も結構、言ってみれば専門家みたいな方も中にはいらっしゃるんですけども、初めて来たんだけど、意見を言っている人たちの言っていることがちんぷんかんぷんだった、資料を見てもわからないという方も結構いらっしゃるので、ただ日常食事をするということに関してはみんな同じでありますので、やはりある程度そういう関心別だとか、理解度別という言葉がいいのかどうかわかりませんが、自ら高齢者であるのか、妊婦であるのか、お母さんであるのか、何なのかにつきまして、ある程度分けた情報提供をするということが必要なんではないか。あるいはそのために意見交換が必要なんではないかということは、まさにそういったことから出てきたわけでございまして、今後どこまで対応できるかなかなか大変なんですけれども、そういった意見交換会にしろ、あるいはパンフレットにしろ、そういったターゲットングをしたものをつくっていかねばいけないというふうになってきたところでございますので、今後それが反映されていくということになると思います。

○御船座長 私だけ発言しても申し訳ないんですが、論点の方にお示ししたもので、先ほど1の(1)(3)辺りは非常に詳しく御説明いただいたり、その他の関連では2の(1)はお示しいただいたんですけれども、(2)消費者の意見の政策反映状況、これを消費者へどういうふうの説明するかとか、品川委員もおっしゃった、中長期的な視点、それから意見交換会の結果、今、二極化しているというお話なんです、これはどういう形で公表されているのかということも御説明いただき、時間もそろそろなくなってきましたんですけれども、今後の取組みの具体的なイメージということをお教えいただければと思います。

○西郷リスクコミュニケーション官 それでは、まず中長期的な計画性のところからまいります。一応計画はいろいろあるんです。最初に、例えばリスク分析の概念を早くみんなに共有しましょうとか、あるいはさっき御指摘がありましたけれども、やっていきそうな世界中の衛生状況を見ていて起きそうなことについて、あらかじめ情報提供とか、意見交換しておいた方がいいのではないかとすることは考えて相談したこともありますし、やろうと思ったこともございます。それから、2年ぐらい前に現状と課題にそういうことを書きましてやったんですけれども、正直現状を申し上げますと、半分以上がBSEのリスクコミュニケーションに精力が割かれている状況でございます。

御承知のとおり、もう二百十何回意見交換会をやったと申しましたけれども、そのうち100回ぐらいは大体BSEばかりでございます。厚生労働省、農林水産省も同様でございます。

まして、また昨日プレスリリースされましたけれども、6月1日から、この間の米国の報告を受けて、こんな状況になっていますという御説明をして、また御意見をいただく会を、1日～14日まで全国10か所でやることになりまして、今まで平均して見ますとBSE関係だけで年間数十回ずつ、少なくともリソースを割かれてしまう。

それから、これは多分関心の高いところでございますので、それを省略するわけにもいかないで、今のところほとんどそれに精力を割かれているというのが実情でございます。ですから、次は遺伝子組換えについて、いつごろどうしようということは、勿論考えていないわけではないですし、ポジティブリストにつきましては、厚生労働省、農林水産省におかれては、もう3年ぐらい前から、延々少しずつ意見交換などはしてきているんですけども、やはりのど元過ぎて忘れてしまうのではなくて、逆に言うと首が締まってこないとみんな真剣に考えないというところもありまして、やはり具体性を帯びたところでない、やはり一般向けのリスクコミュニケーションというのは、逆に関心を呼ばないのではないかと。参加者の応募なんかを見ましても、やはりBSEとか差し迫ったものになると、すぐ参加はいっぱいになるんですけども、そうでないようなものにつきましては、以外と一生懸命お知らせしないとなかなか集まらないということもございます。

ただ、御指摘のとおり、ではそれだけやっていたらいいのかというわけにはまいりませんので、何とかそういったこと、中長期的なことだとか、いつまでにはどうなっていないといけないかということも考えまして、御意見をいただきながらやっていかなければいけないという意識はあるんですけども、今のところそういう状況だということはお話ししておきます。

それから、意見交換会の結果とかはどうなっているんだということでございますが、これも先ほど申しましたように、資料から何からすべてホームページで公表してはいるんですけども、それが遅いということだと思います。これにつきましては、先ほどメールマガジンで若干対応するというお話をしましたが、どこまでできるかわかりませんけれども、何月何日にこういうことがあって、こんな意見が出ましたということぐらいはできるのではないかと考えておりますので、そういったことをやりつつやっていきたいと思っております。

それから、結果がどういうふうに反映されているか。ここが一番御不満が強いところなんです。役所とかやっただ方は、例えば意見交換会での意見、パブリック・コメントでいただいた文章の意見とか、メールでいただいた意見につきましては、一つひとつにつきましてすべて関係の委員が見まして、回答をつくって、勿論類似のものはまとめてやりますけれども、それを委員会なり専門調査会なりで議論をして、それが当然議論なりますから資料がホームページに公開されて、その結果こうなっていくというステップは追っているので、少なくとも公表はされているんです。

ところが、いろいろお話を伺いますと、私の出したものについて直接回答が欲しいという御意見が多いです。それができれば一番いいんですけども、さすがにそこまでリソー

スがなくて、例えばBSEになりますと1万通近い御意見をいただきます。パターンに分けますと、250パターンぐらいに分けてやったんですけれども、それ一つひとつに回答するのはなかなか難しいということもございます。

もう一つは、例えば印刷したはがきに名前だけ書いてくる意見もあるわけです。それについて一つひとつ返すのは、いかがなものかということもあります。要するに、組織でやってらっしゃるようなやり方もございますけれども、確かにホームページに公表しているだけだと、先ほどのようなこともございますので、いろんなところで、例えば今度発行するメールマガジンなどに意見交換会の結果はこうなっています。あるいは何かについて募集した意見については、ここに載っておりますということ載せることによって、少しずつその辺のところ改善されるのではないかと思います。

それから、いただいた意見の実際の反映、要するに、聞いただけでただのガス抜きになっているのではないかという御指摘も多いんです。そこは、ただ言ったら必ず変わる話でもないことはあるんですけれども、少なくとも議論にはなっているということはあると思います。

それから、ある程度こういった論文について出ていて、こういった知見について審査に入っていないのではないかといったことにつきましては、確かにそうだとすれば、それは勿論審査に入れるということも何回かございましたし、そういったこと結構あるんですけれども、ただ今回のようなBSEのように、私たちは輸入には反対です。けれども、やってみたら輸入したのではないかと、だから反映されてない、けしからぬという単純な話にはなかなかいかないということは理解いただけると思うんですけれども、ただ全くしんしゃくされないで、ただ無視しているということではなくて、それなりのプロセスは踏んでいる。そのプロセスは、わかりにくいかもしれないけれども、調べればわかるようになっていくというのが現状なので、それは今どういうことになっているかということを知りやすくするようなことについて、今後も努力をしてまいりたいと思っております。

○御船座長 品川委員、よろしいですか。

○品川委員 はい。

○御船座長 回答が幾つか意欲的なところがございますので、是非その辺は確実に実施していただきたいということ。それから、なかなか期限が切れないと思うんですけれども、継続してやっていくというのはやはり見えにくいので、少なくとも平成18年度はこんなことをやっていくということをお示しいただく方が、より実効的である。

それから、今いろんな情報をいただいたんですけれども、消費者にとってなかなかそういう情報をダイレクトにいただいているということもありません。メールマガジンとか、ターゲティングとか、非常に魅力的な施策も進められていくと思いますので、是非もう少しパンチの効いた、何か違うということを是非打ち出していただければと思います。

それから、3つの連携ということは、ホームページなどもそうだと思うんですけれども、是非その辺の詰めを平成18年度中にやっていただければ、まず第一歩ということで消費者

のためにどうぞよろしくお願ひいたします。

まだ、御意見もおありかと思ひますが、次の項目が控えておりますので、この辺りにしたいと思ひます。

御担当の省庁の方々、お忙しい中どうもありがとうございました。

(食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省説明者【番号1～2】退室)

(経済産業省説明者【番号4】入室)

○山崎課長補佐 ちょっとお時間いただきまして、事務局から資料の訂正がございます。まず一番最初の議事次第ですが、資料4で消団連、全国消費者団体連絡会さんからのものが联合会となっております、連絡会の間違いでございます。大変失礼いたしました。

もう一つ「番号5の施策」のシートでございますけれども、2ページ目、3ページ目が逆さまになっております。これも大変失礼いたしました。

以上でございます。

○御船座長 それでは、次に重点審議施策〔2〕の「事業者から行政へ製品の危害・危険情報を報告させる仕組みの検討（消費生活用製品）」（施策4）について御審議いただきたいと思ひます。

御提案いただく委員は、大河内委員でございます。また、各省庁で御対応いただきますのは、経済産業省製品安全課課長補佐の福島伸一郎さんです。

それでは、大河内委員、お願ひいたします。

○大河内委員 それでは、私の方から「事業者から行政へ製品の危害・危険情報を報告させる仕組みの検討（消費生活用製品）」というところで、少しお話をさせていただきたいと思ひます。私の資料がお手元にあると思うんですけれども、それに従ってお話ししたいと思ひます。

私は、前回の質問に対する回答を読んで、報告させる仕組みの検討は、なぜ必要なのかということ再度御質問したいと思ひました、回答を読む限り、仕組みを検討した段階にとどまっていて、それが整備されたという感じも持てませんでしたけれど、行政が情報を把握するというだけでは事故の未然防止には結び付かないのではないかと思ひまして、去年起きた松下の石油温風機の事故の経過を例に、お話ししたいと思ひます。

皆さんも御存じとは思ひますけれども、事故は去年1月に死亡事故が起きました。そして、2月、4月と事故が続きまして、それから4月にやっと松下が自主リコールを開始いたしました。そして11月、冬に入って再度死亡事故が起き、その後経済産業省の緊急命令が出ています。

その後また12月に、今度は修理済みの製品からも事故が起きて、何度も流されて覚えてしまったテレビのCM、回収のためのはがき作戦へという経過をたどったわけですがけれども、こうした経過を辿ってみると松下電気はこの製品の事故に対して、取組みが大変ずさんであったということがいえると思ひます。1月に死亡した後、すぐにさまざまな対応をしていたら、その後の事故は防げたのではないかと思ひますし、製品のメーカーという

ものが事故に対して余りにも無責任な対応をしてきていると私たちは思っております。

それに対して、経済産業省の方の対応がどうであったかといいますと、私たちが問題にしておりますのは、1月に最初の事故が起きたときから、松下電器の方も経済産業省に報告をしていますし、それからの数々起きた事故についても、きちんと報告は経済産業省の方にしていたということです。情報をそれだけ持っていながら、事故の未然防止・拡大につなげることができなかったということで、情報をたくさん持っても、何のための情報かといえば、やはり私たちがその製品によって危害を受けないという、この制度のそのまた上にあるリコール制度の強化・拡充ということが、まだきちんとしていないために、これほど多くの事故や死亡者が出て、回収もなかなか進まないという状況になったということだと思っております。

この回答では、事故情報の分析が不可能であるというようなことも書いてありますけれども、事故が増えたことは情報を集める仕組みをつくったからかどうかということですが、情報は分析して使わなければ未然防止や拡大防止には全然役に立たないわけですから、ただ集めるだけでは問題の解決にならないと思います。

その情報ですけれども、販売業者からの報告件数というのも答えていただいておりますが、こうして見ると大変に少ない数になっております。ここには、消費者が販売事業者に直接相談するから、そこからなかなか情報が集まってこないと書いてありますけれども、国民生活センターではこういう被害を受けた方の相談を受けておりますので、たくさんの事故情報を国民生活センターは持っております。

事故情報を持っているところと、もっと強い連携を組むことによってたくさんの情報を集め、そして分析も容易にできる。そうすることで未然防止のための決断も速やかになるのではないかと思います。

それから、これも前回の質問と重ねりますが、消費生活用製品は、世界中に共通のものが出回っております。国際的にも、世界中で事故が起きた製品についてのリコールをどうしようかということが課題となっているということもありますし、EUとアメリカではやはり事業者の自主的な報告ということに任せているだけでは、なかなかきちんとした情報が集まらない。義務化ということに制度がなっていると聞いております。

資料に書きました、アメリカの消費者製品安全委員会というところが、アメリカでの事故の情報を一元化して集めていまして、それはインターネットで公開して世界の人に警告を発しております。その中にはアメリカでの事故ですけれども、例えばパソコンのバッテリー、アダプターが発火したとか、おもちゃ会社が輸入販売したロケットのおもちゃの事故ですとか、ひげ剃りのメーカーの電動歯ブラシで死亡事故が起きているということが公開されています、こういう製品は全部日本でもそのまま売られているものでして、日本ではリコールされているわけではありません。

ですから、いつ同じ製品で深刻な事故があるかもしれないという不安な状況にあるというふうに思っています。こういう製品事故の拡大や未然防止というものを考えるときに、

今日のペーパーの中に消団連からも資料が出ていますけれど、やはり自主的な事業者の報告に頼るのではなく、報告しなければいけない、何か事故があったらとにかく報告しなさいというふうに義務化していくこと。先ほど安全委員会でも言っていましたように、いろいろな情報は国民、消費者、専門家にも共有して公開すること。それから、前回も言いましたけれど、企業が社告を出すときに、一般の消費者にわかりやすい警告社告を出してほしいということとか、すべてのものが一括してアメリカの消費者製品安全委員会のように、一括して世界に向かって事故情報が公開されるというような仕組みがあって、初めて未然防止、拡大防止につながるのではないかと感じています。

報告させる仕組みの検討にとどまっていたら、リコール制度の強化・拡充にはほど遠いのではないかと感じています。是非その報告させる仕組みも引き続きちゃんとやってほしいと思っているんですけども、なおかつ、今お話したような強化・拡充について、更に進んだ施策をお考えいただきたいと感じております。

以上です。

○御船座長 割合厳しいお申し出があったと思うんですけども、御回答いただけますか。

○福島製品安全課長補佐 こんにちは「番号4の施策」という紙に基づいて御回答させていただければよろしいでしょうか。それとも、今の個人の御発言を基に回答させていただければよろしいでしょうか。

○御船座長 この「主な論点」というところに沿っていただくのが、私としては一番ありがたいと思いますけれども、説明しにくいということでありましたら結構です。

○福島製品安全課長補佐 それでは、まず今の大河内委員の御発言に対しまして、私どもの考え方のようなものをちょっと御紹介させていただければと思います。

松下の件につきまして、そのよしあしをここで議論してしまいますと、場面がちょっと違うのかなという気がしております。要は私どもの審議会の方で公で既に議論はさせていただいておりますので、その件について詳細は本日は控えさせていただくということでよろしいでしょうか。

○大河内委員 はい。例として一番いいかなということですか。

○御船座長 ただ、審議の結果を消費者にどういう形でわかりやすく公表してくださったのか。そういうこともここでは非常に問題になりますので、もしありましたら、こういうことを工夫してこういうふうにしたということがありましたらおっしゃっていただければと思います。

○福島製品安全課長補佐 わかりました。審議の結果といいますと、消費生活用製品安全法の緊急命令を発しまして、法律上緊急命令を発した場合には、これは緊急でありますので、事前に審議会等に図って先生方の御意見をちょうだいするという形でメールを出しては遅いということから、この緊急命令を出した場合には、事後的に審議会に報告するという法律の定めになっております。その法律の定めに基づきまして、私どもの産構審の中の審議会の方で報告をさせていただきました。

その際には、今、大河内委員の方からございました、1月、2月、4月、11月に起きた事故の概要、その際に松下が行った自主的な取組み、それに対して11月に緊急命令を発動したというところに至る経緯を説明させていただき、委員の方々からは特段のどうか、たしか大河内委員からいただような御意見以外は、どちらかというところとそういうことですかという報告をお受けしたという程度にとどまった審議会でもございました。

対外的には、勿論これはホームページにも公表させていただいております。新聞でも当然出ておりますので、皆様は重々御承知のことかと思っております。

今の大河内委員からの御意見の中で、幾つかまとめ。まず、分析は不可能と書いてあるが、これはおかしいのではないかと。まさにそのとおりで思っています。分析の仕方が、これまで事故情報で収集してきたものについては、とにかく一件でも早く原因を究明して、その製品に基づく再発防止を図るという観点でこの事故情報収集制度に基づいた情報を活用しておりました。ですから、どちらかというところこの制度に基づいて得られた情報に基づいて、世の中の事故が増えたとか、減ったというようなものには、実は活用してきておりませんでした。要するに、1つでも多くの情報を得て、その中で製品起因の事故があれば、その製品を世の中から事業者が自主的に回収するというところに活用するという観点でこの情報を活用しておりました。

そういう中で、昨今私どもこの制度を預かる身といたしましても、この収集した情報で更にいろいろな世の中の事故の動向等を見られるようにしなければいけないのではないかとという問題意識を非常に強く持っております。

ただし、世の中の見方として、この制度で得られる情報から世の中を見るべきなのか、もしくはこの制度ではなくて、世の中にいろいろある情報からいろいろ情報をいただいて、そちらの方を活用しつつ世の中の動向を見るというやり方もあるのではないかとこのことを考え始めております。

具体的に申し上げますと、まさに国民生活センターさんとは実際連携強化を図っていくべきであるというふうに我々も思っております。これも前回の委員会で御紹介させていただいておりますが、昨年度から直接我々は国センさんの高輪と相模原の方にお邪魔しつつ、なおかつ内閣府さんの方からも我々の事故情報収集制度を行っているNITEの方にお越しいただいて、お互い協力していきましようというようなキックオフは行っております。ただ、それ以降はと申し上げますけれども、なかなかそれ以降の進捗は我々が期待したほどまだ正直言って進んでいないところでございます。ただし、国センさんのような非常に歴史のある、非常に多くの情報を収集されているところと、もっともっと連携してやっていかなければいけないということはひとつ思っております。

また、これも先般申し上げましたけれども、世の中の動向として、私ども非常に参考にしますが、やはり火災のデータでございまして、火災は総務省消防庁さんの方が収集されているデータ、これは国内の火災事故については、かなり幅広く取ってらっしゃるということで、年ごとの経過もよくわかるということから、これらの情報も必要に活用できる

のではないかと考えております。

したがって、この事故情報収集制度で集めておりますデータについて、従来どおり原因究明のために収集していくのと同時に、これからはいろんな分析の視点を交えて、我々が収集している情報の中からも、もっともっといろんな多くの情報が得られるのではないかと考えておまして、今後分析能力、あるいは分析手法というものをいろいろ中で検討しなければいけないというふうの問題意識を強く持っております。

あと分析につきましても、大河内委員の方から今、御発言がございましたけれども、国内で事故の原因究明ができる機関が非常に減っていると伺っております。要は、国全体の、特に公的機関が行う分析は税金を投じる必要があるものですから、今のこの厳しい財政状況の中で、その分析に当たる予算が全般的に減ってきているというふうにと伺っております。

したがって、従来から例えば都道府県あるいは市町村の方で、村まではいかないかもしれませんが、市単位で分析が行えていたところをも、かなりお金のかかる分析というところからは多少手を引かざるを得ないという状況だと伺っております。

そうした中で、私どものN I T Eの方では、予算的には従来どおり増えるということではないんですけれども、この分析に対してはかなり物すごい額で減らされていることではないものですから、特に地方の自治体の方々からN I T Eに対する原因究明機関としての強い期待をしていただいているというふうにと伺っているのと同時に、原因究明ネットワークというネットワークを構築しまして、お互い原因究明機関の間でうまく連携を取ってやっていきたいと思いますという取組みもしております。これは、年に2回、この原因究明ネットワークの会合を開かせていただいて、横のつながりを取っているところでございます。

あと世界中のリコール情報なり、世界的な情報も積極的に取っていくべきではないかという御意見をいただいております。これにつきましても、正直、経済産業省としてはこれまで国際的なつながりというものが非常に薄かったと認識しております。そうした中で、これも先般お話し申し上げましたけれども、今、世界的には製品安全の規制は事前規制、いわゆる製品が流通する前の部分というのはできる限り事業者自らの責任において行ってもらい、なおかつ安全だというマークも事業者自らの判断で張ると。しかしながら、製品が流通した後には規制当局がしっかり規制することで全体のバランスを取るといような規制の方向になってございます。これは世界的にも、財政難で公的機関に人を割けないということから、こういう手法を取っているわけでございますが、こういう中で特に中国をメインとした、中国からの輸入製品について、非常に事故が多い。これについては、なかなか事前の規制のところを事業者任せにする今の規制体系ではなかなか対応しきれないのではないかと。かといって、事前の規制を強化するわけにもいかないという中で、ではどうしたらいいものかということで、最初はアメリカとヨーロッパで協力して、中国製品の締め出しではないですけれども、どうにかしないといけないのではないかとというような検討が始まったという情報を私ども伺いまして、そうした取組みの中に私どもも昨年度から少しでも絡んでいこうというふうな動きを始めております。

したがいまして、まずは人的なネットワークを、欧米のこのような機関、先ほど出ましたけれども、アメリカであればCPSC、あとヨーロッパであれば欧州委員会、あと各国の製品安全に携わる方々との人的な交流をまず図りまして、そこから今後日本としてそのような横のつながり、欧米各機関との横のつながりをどういうふうにやっていけるかということを検討していけるのかなと思っております。

これはなかなか、今日始めようと言って明日始められるものでもないものですから、これは人的なネットワークからつくっていきこうというふうに考えているところがございます。実際、私も昨年EU委員会にお邪魔したり、あとは私どもの職員が米国CPSCに伺ったり、あとはNITEもアメリカのCPSC、あとヨーロッパのEUの機関とかも既に伺って、お互いの情報交換を始めているところがございます。まだ、具体的なステップとして、いつまでにこういうふうにしていきこうというところまでは行っておりませんが、特に私ども政策を担当する者が2年間で変わってしまうことから、顔が一定しないということから、NITEの方をできる限り我々の、製品安全についてはいつも彼がいるというような方になっていただくべく、NITEの方にもそういう形でCPSCとかEUの機関に顔つなぎをしていただいているところがございます。

あと、最後に報告させる制度の仕組みだけでは足りない。今回、私どもの回答ぶりに対しまして、委員長からも、皆様方からも報告させる仕組みについて、なかなか回答してもらってないという御意見にプラスして、更に報告させるだけではだめだという御意見をいただきました。確かに、私どもまさに分析が物すごい大事だと感じております。要は、この情報をどういうふうにするのかということ、収集する情報も決められるべきものかと考えておまして、まさに分析のところ、どのような形で分析していくかということから、恐らく今後私どもの事故情報収集制度の中で収集すべき情報、あと更には義務化の話がございますけれども、義務化につきましては従来から法制定時に義務化は非常に難しいから、任意の制度をつくったということで、常々私ども回答させていただいているわけですが、やはりこの義務化につきましては常々こういう御意見をちょうだいしておりますので、私どもも今ここで明確に義務化について審議会で議論しますということは、まだ全く申し上げられる状況ではないんですけれども、やはりこの義務化ということは私どももしっかり考えていかなければいけない課題だと思っております。多分、大河内委員は、またそういう回答かという顔をされましたけれども、一応そのようなところで私の回答とさせていただきます。

以上です。

○御船座長 ありがとうございます。私の方から、3点希望を出したいと思えます。

1点は、先ほどそこは必ずしも不可能というふうに言い切ってはいけないというふうに御自身もおっしゃったので、そこは訂正していただきたいと思えます。各省からの回答の第2パラグラフの書き方をもう少し真意に沿った形で直していただけないかということがございます。

それから、先ほど原因究明ネットワークを年2回されているということで、これは私、急いで見たんですがちょっと見当たりませんで、そういう重要なことは付け加えていただきたいということがございます。

これは、仕組みの充実について検討する。しかも平成17年度に一定の結論を得るというふうにここに書いてありますので、どういう一定の結論を得たのかということ、やはり付け加えてきちんと明示していただけないかということがございます。

それから、検討したときに、やはり報告させる仕組みの充実ということで、具体的に御回答の中では医療機関とか、消防とか、建設とか、こういうところが前面に出てきているわけですがけれども、やはり事業者とか、販売業者とか、あるいは消費者とか、大河内委員からも意見のところで書いてありますけれども、幾つかの報告ということがありますので、そういうものをどういうふうに活用するのかということも加えてやっていただきたいということ。

それから、最後におっしゃったことなんですけれども、やはり報告させるだけではなくて義務化も検討するとか、海外の事例、動向も踏まえて、何らかの形で平成18年に一定の結論を得た後に、今後の取組みというところを是非具体的にお示しいただければと思えますが、いかがでしょうか。それは無理だとか、お帰りになって御検討いただいて、是非この基本計画に沿った結論、あるいはこの趣旨にのっとって平成18年度以降に向けて検討の事項をお示しいただければと思えます。

○福島製品安全課長補佐 わかりました。正直申し上げまして、一定の結論を得るというふうに、私どもここで表現させていただいたことに対しましては、御船座長に胸張って、これが私どもの結論だと、ここに記載している以上のものをお出しするのは、なかなか厳しいかなと考えております。

と申しますのが、私ども事業者からの報告をさせるべきだということに対しまして、私どももいろいろ考えたんですが、やはり今、私が収集している事故情報の中で、物すごく足りないところは本当に、まさに事故の動向を分析するのに最も全般的な動向、あと経年の変化を効率よくとらえるのにいいのが医療機関ではなかろうかというターゲットを絞ったわけです。要するに、ある1つの病院で、全国すべての病院でなくても、ある一定規模以上の病院であれば、そこからの小さい事故から大きい事故まで、年間通して、あるいは年ごとにそういう情報が取れると、恐らく最も効率より世の中の事故の状況がわかるのではないかと。要は物すごく小さい切り傷のところから人が死んでしまうような事故、あと特に最近子どもの事故についてのいろんな取組みがなされておりますけれども、子どもの事故で、例えばお風呂の中で死んでしまったというような事故は、病院に行ってもそれが本当にそういう事故なのか何なのかわからないうちに、お母さんが悪いんだということで済まされてしまうということをよく聞いているものですから、そういう中でしっかりと情報収集することが最もコストパフォーマンスもよく、全体の動きが見えるのではないかと。ということで、ここに我々も物すごく注力して、ここから突破できれば非常にいい取組みを

お示しできるのではないかということでここに注力していたわけですが、そこが物すごく難しい、一長一短にはいかないものだという結論に至ってしまったものですから、我々も正直御提示いただきました課題に対する回答としては、非常に寂しい限りではあるんですけれども、我々としてはここに非常に大きな期待と希望を込めて取組みをしていたわけですが、ここについては申し訳ないんですが、このような回答です。

ただ、我々もまだ医療機関からの情報収集というのはあきらめてなくて、それは何らかここから突破できる場所がないかという希望は、まだまだ捨てておりません。

○御船座長 それでは、今後の取組みというところで、御提示いただければということをお願いいたします。

○福島製品安全課長補佐 はい。

○御船座長 まだ御意見などもおありかと思っておりますけれども、次の項目が控えておりますので、この辺りにしたいと思います。経済産業省御担当の方、本当にありがとうございます。

○福島製品安全課長補佐 どうもありがとうございました。

(経済産業省説明者【番号4】退室)

(内閣府、文部科学省説明者【番号7】入室)

○御船座長 それでは、次に重点審議施策〔4〕「内閣府・文部科学省間の連携の強化」(施策7)について御審議いただきたいと思っております。

各省庁で御対応いただきますのは、内閣府国民生活局消費者企画課長の服部高明さん、文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課女性政策調整官の大内あづささんです。よろしくをお願いいたします。

それでは、内閣府の服部さんの方から御説明、御意見、御回答をお願いしたいと思います。

○服部消費者企画課長 座長の方から、論点メモの「主な論点」の1の(1)でお示しいただいていることにつきまして御説明をさせていただければと思います。

お手元の資料5ということで「消費者教育の体系シート」というものがございます。今後の作業は、これをどう具体化、詰めていくかということでございます。ここでは、体系シートの中で5つのライフステージと4つの領域を設定しておりまして、62の目標を設定しているところでございます。

今年度におきましては、それぞれの目標につきまして、学校、地域、家庭、職域、こういった場で、それぞれどのような内容の消費者教育を実施していくのかにつきまして、関係省庁にも御参加していただきまして、明らかにしていく必要があると考えております。

現在の準備状況でございますが、関係者の方々との意見交換も含めまして、昨年度研究会というものを請負先に設けて取り組んでまいりましたが、こうした研究会の枠組み、例えばライフステージに応じて分科会を設けるのがどうなのか、また研究会の構成、国民生活審議会消費者政策部会におきまして、現場の方々、実務家の参加が重要であるというこ

とを御指摘いただいております、そういった点をどう進めていくか。

また、個別目標ごとに消費者教育の内容をまとめていくに当たりまして、ばらばらというわけでは困るわけでございますので、共通のフォーマットの作成、こういったものをどういうふうにつくっていくかについて検討し、作業を進めているところでございます。

今後、請負先の選定を経まして、夏には研究会を立ち上げまして、3月を目途にとりまとめを行いたいと考えております。ただし、この過程におきまして、どのような作業を優先して先行実施していくのかということについても柔軟に対応していけるのではないかと考えております。

なお、この作業でございますが、消費者教育の体系化、目標、教育内容という体系化の後には推進方策という一連の流れがございまして、この3つのステップの2番目に位置づけられるものと考えておりますので、推進方策の検討へとつなげていくことが重要であると認識しております。

既に推進方策につきましては、言わば先取りする形で消費者基本計画におきましても、ポータルサイトの構築でございますとか、出前講座実施の専門家育成が盛り込まれておりますが、消費者教育の内容を検討していく中で、他の必要な方策につきましても浮かび上がってくる、課題等も見えてくるのかなと考えております。

消費者教育体系化の方向性、スケジュール、現段階のものでございますが、御説明をさせていただきます。

○御船座長 ありがとうございます。

それでは、続きまして「主な論点」の「(2)『学習指導要領の改訂』の方向性、スケジュール」、この辺りで文部科学省様の方からは、何かございますか。

○大内男女共同参画学習課女性政策調整官 現在、学習指導要領の見直しに向けまして、中央教育審議会で議論が進められているところでございまして、担当部局では早ければ平成18年度末までに指導要領の改訂を行いたいというような心持ちで考えてはいるということではございますけれども、こちらの方まだ審議中でございますので、このスケジュールにつきましては、伸びることもあり得るかと思っております。

○御船座長 学習指導要領の改訂というのは、個別の案件でございますので、文部科学省様の専管事項かもしれませんけれども、学生、生徒の消費者としての実情を踏まえて是非お願いしたいというのが、実は国民生活審議会でも前からいろんな意見が出てございまして、是非その辺はと思っておりますが、勿論難しいことも承知しております。

委員の方から、いかがでしょうか。「主な論点」に沿って幾つか御意見があろうかと思っておりますが、どうぞ。

東委員、いかがでしょうか。

○東委員 今、全体の概要について御説明をいただきまして、そのようであろうというふうには理解をしているわけですが、1つは体系化に関することについてでございますが、ただいまの御説明の中で推進方策ということで、その関連のお話が出ているわけで

すけれども、体系化を踏まえて具体的に推進方策を立てていくという場合の、具体的な日程的なものであったり、それから中心になる課題をどういうふうに設定していくかとか、この後、私、教材のことも御意見を申し上げたいと思っているんですが、その辺りとも少し関係がありますので、簡単で結構ですのでもう少し補足の説明をお願いしたいと思えます。

○服部消費者企画課長 推進方策のところへの検討というのは、19年度というところが中心になるのではないかと、これは時間的な制約等もございまして、そうならざるを得ないのかなというふうに考えております。

推進方策につきましては、1つ大きな観点ということで、学校、地域、家庭、それから職域ということで、生涯を通じて教育を受けられるようにという、これは基本法で定められていることとございますので、こういった視点を持って進めていく、場を広げてみていく。その場合に、担い手というのをどのように考えるのだろうか。それから、教材、指導書、こういったものをどのようにつくっていくのか。また、関係者の参加、協力ということ。例えば地域一つ取りましても、具体的にどういう場で考えていくのかという、そこは種々論点があるのではないかと考えております。

現段階で想定される論点としては、こうしたものではないかと考えております。

○東委員 ありがとうございます。

もう一つ、今のことに少し関わるんですけれども、今年この体系化を見直す基本方針として、今、推進方策の第1点にも挙げていただきましたけれども、学校、地域、家庭、職域ということで、生涯を通じての消費者教育ということでお考えだということが、当然中心的な課題になっていくと思うんですが、その場合に、これは教材の方でも言えるんですが、職域の取扱いが、どういうアプローチがあるのかなということが、私自身の疑問であり、課題でもあるんですけれども、今、例えばこういう形で体系シートが、縦軸にライフステージ、横軸に領域ということで取ってありますけれども、こういったものの枠組みに対して、この後新しい切り口として入れていただく、学校、地域、家庭、あるいは特にその辺りは多少ライフステージ絡みでいけるのかなと。職域という辺りについて、どういう切り口、アプローチの仕方があるというふうに、現段階でお考えかということについて、少し教えていただければお示ししたいと思えます。

○服部消費者企画課長 地域、学校、家庭、それから職域というのが、それぞれ並列的なのか、それとも何かそれぞれのライフステージに中心となるものがあって、ほかのものが補完するのかなというアプローチは、きちっと考えていく必要があるのかなと思っております。

それで、職域といった場合に、どう進めていくかということになると、これは私の私見になって恐縮なんですけれども、例えば私が消費者教育を受けるといって、どういうことになるのか。例えば内閣府で仕事をしている職域の中で、ちょっとそういった素朴な疑問も含めて、自分自身のこととして、そういう意味で私見ということで申し上げたわけです。

けれども、ちょっといろいろと頭の体操をしてみたいとは思っておりますが、まだそこは漠としております。

○御船座長 時間が余りないんですけれども、内閣府・文部科学省間の連携の強化というところに絞って御意見をいただければと思います。

それでは、私が1点、内閣府と文部科学省間の連携というのは、非常に効果的になるかと思いますが、例えば1つの指導要領の中で、もう教科が決まっているとなかなか項目としては、内閣府の内容、消費者教育のような内容がなかなか入らないと思うんですが、総合的学習というのが非常に有効で、かつ地域との連携などもできるかと思うんです。

そういう総合的な学習でよく言われることは、もう総合的な学習にいっぱい課題がある。そうすると、ちょっと恐縮なんですけど、お茶の水女子大学の高校などでは、国際理解というような1つのテーマの下で消費者の教育をしたり、国際交流のこととか、1つのテーマを設定して、その中に有効に消費者教育を入れていくというようなことが可能かと思いません。

それから、単発的であると総合的な学習はなかなか効果が発揮できないかもしれませんが、何かいろいろ今、現代社会から要請されている、法教育とか、シチズンシップ教育とか、環境教育とか、いろいろ言われていて、そうすると本質は同じような部分とそうじゃない部分があって、その辺の展望というか考え方、これを議論するというようなことができないかと。つまり文科省、内閣府の連携の中身、内実をどういうふうに持っていくかということもあると思うんですが、連絡協議会でいろいろやられていると思うんですけれども、今後の取組みに関しましても、都道府県消費生活センターと教育委員会との連携とかということがあると思うんですが、もう一つこういう具体的なところで連携の在り方、しかも連携をしたら、その議論の結果が現実に反映していくというようなことができないかということを、希望的には持っているんですが、今後の連携の強化をして、何を成果として編み出していこうと考えておられるのか、両省庁に御意見を伺いたいと思います。連携して何をするのか。

○大内男女共同参画学習課女性政策調整官 今、御意見ちょうだいした件につきまして、両省で具体的な話ということまで踏み込めないかということもあったかと思っておりますけれども、先ほど申し上げましたとおり、なかなか学習指導要領の中身につきましては、先生も先ほどおっしゃったように、いろいろなことがございまして、なかなかこれだけに絞ってというのも難しいかと思えます。

また、どうしても中央教育審議会という場で御検討いただくものでございまして、その辺どうしてもそこにかせをはめるようなことはできないと思っております。

ただ、これまでなかなか現場サイドで消費者教育の御担当の部門と学校教育や社会教育の方の連携が、なかなかうまくできていなかったということで、そういったことをまずくり上げて、それから具体的に何ができるのかということについては、更に検討してまいるのでないかと思っております。

○御船座長 品川委員、何か関連でありますか。

○品川委員 今、座長が御指摘された点ですけれども、それにしても7番の施策のところを書いておられるところによると、総合的な学習というのは各学校がそれぞれやることで、特定の教育内容をその中に明確に位置づけることはなじまないという、ある意味では木で鼻をくくったような回答をいただいているわけですね。ですから、消費者教育を学校教育の中に入れるのはまじまじないんだということが書かれているだけだと、両省庁が連携を強化しながら、学校教育の中にどう影響が及んでいくかということと、それはなじまないとはなからおっしゃっていることとの関係は、どうなるんだと思うわけですが、どんなものでしょうか。

○大内男女共同参画学習課女性政策調整官 今のお話につきましては、ちょっと誤解もあるのかなと思いますけれども、消費者教育が学校教育、例えば総合的な学習の時間で取り扱うような内容ではないということではないと思います。ただ、各学校で、例えば先ほど座長もおっしゃったように、環境の問題を取り扱う学校があってもいいし、あるいは消費者教育について深く勉強される学校があってもいいということで、それは各学校の自主性に任せているということで、これをやるべきだというふうにしてしまうということにはなじまないということでございますので、その点につきましては言葉足らずだったかもわかりませんが、そういった意味だと御理解いただければと思います。

○御船座長 よろしいですか。余りよろしくないと思うんですけれども、バックにいろいろな事情があって、今までもなかなか進んでないという認識を私どももしております、学校の自由だということと、一旦やると連携がすぐに必要になってくるという分野で、消費者生活センターなどからも講師を派遣したりということがありますので、やはり政策としての消費者教育の体系化というところで、是非文科省との連携も不可欠だと思いますので、その辺を乗り越えていただければというのが、きっと全員の意見かなと思っております。

○服部消費者企画課長 我々も従来、学校教育の御担当のセクションと直接お話しするような機会は全くなかったわけですし、こういう会で情報交換をするということは、我々が今後どういう作業を進めていくかということを考えるに当たって、非常に有益であると認識しております。

やはり我々は学校の現場の状況なり、学校教育全体の進め方というのは、これは我々の所管でもございませぬし、わからないところが多々ありますので、消費者教育を進めていく上で、そういう現場の状況なり審議の進め方の中で、どういうところで例えば優先的に取り組んでいくなり、プライオリティーを置いていくところを考えるに当たって、どういう視点を持てば受け入れやすいのか、そういったところについてはいろいろと情報交換なりアドバイス、また意見交換というものをさせていただければと思っております、消費者教育を体系化、推進していく上でも、そういう観点から実のある連絡協議会というふうにしていきたいと考えておりますし、文科省さんからも御協力は賜れるのではないかと認識しております。

○御船座長 ありがとうございます。まだ、これに関しましては、たくさんの御意見がおありだと思いますけれども、次の項目もございまして、かなり予定の時間を越えておりますので、この辺りにしたいと思います。御担当の省庁の方々、どうもありがとうございました。

(内閣府、文部科学省説明者【番号7】退室)

(分野横断的關係説明者【番号9】入室)

○御船座長 それでは、重点審議施策〔5〕「消費者教育の基盤整備（教材等の作成）」（施策9）について御審議いただきたいと思います。

まず御提案いただく委員は、東委員です。また、各省庁で御対応いただきますのは、内閣府国民生活局消費者企画課長の服部高明さん、大臣官房企画調整課総括係長の清谷春樹さん、文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課女性政策調整官の大内あづささん、金融庁総務企画局政策課課長補佐の野崎英司さん、法務省大臣官房司法法制部付の内堀宏達さん、経済産業省消費経済政策課課長補佐の両川真喜子さん、環境省総合環境政策局総務課課長補佐の上田康治さん、国民生活センター広報交流部長の宮内良治さん、教育研究部長の上原章さんです。

総務省からも、質疑対応で後ろに控えていただいております。

それでは、東委員、お願いいたします。

○東委員 それでは失礼いたします。この「消費者教育の基盤整備（教材等の作成）」に関しましては、重要審議施策〔5〕ということで資料もございまして、それから、資料3-3ということで、私の方であらかじめ準備させていただいた資料もございまして、両方を見ながらということになります。時間の関係もありますので、私の準備させていただいた資料3-3を使いまして、なるべく要点がわかるように御説明をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

資料3-3、まず一番上に、この取り扱う重点事項について書いてございますけれども、2番目の「重点事項に掲げる理由」についてまず確認をさせていただきたいと思います。

消費者教育の教材等の作成については、関係省庁間、関係者との情報交換・意見交換等が十分でないと考えられるということ、まず冒頭に書きましたが、2つございまして、

1つ目は、関係省庁間の情報交換・意見交換等。

2つ目は、関係者との情報交換・意見交換等。

この2点について、まず問題点として指摘をさせていただきたいと思います。

また、消費者教育の体系化の進捗状況の成果を踏まえ云々、最後に職域において活用できる教材等の作成に当たる必要があるとございまして、この文章の中からは内容に関する問題点と課題ということでの御指摘をさせていただいたつもりでございまして、内容に関しましては、体系化の成果というものをどこかで踏まえなければいけないのではないかと、そして先ほども関連の御質問をさせていただきましたが、職域において活用できる教材の作成ということ、この2つを併せて内容に関する指摘ということでの取り扱わせ

ていただきたいと思っております。

そして、更に教材等の作成、配付による効果をどう把握していくかということで、4点目が効果ということでございます。

繰り返しになりますが、1点目が環境省庁間の情報交換・意見交換。

2点目が関係者との情報交換・意見交換等。

3点目が内容に関する体系化の問題と職域に関する問題。

4点目が効果。

ということで考えておりますので、その点まず御紹介をさせていただきました上で、次の一覧表を使いながら、少し具体的な内容をお話させていただきます。

めくっていただきますと、次の2枚が番号1、2、3、4と続いておりますが、これが先ほど4つの点として挙げさせていただいた番号に対応しております。

1点目の関係省庁間の情報交換や意見交換の不足、連携の必要ということにつきましては、既に今回の御回答の中で意見交換が大事なことは認識しているもので、18年の6月、7月ぐらいから何かそういう場を設けるといような御回答もございましたので、それは是非そのようにしていただきたいということがございますが、更に、それを組織的にしていただきたいということで、もう少し付け加えさせていただきたいと思えます。

この連携の問題については2点あるかと思うんですが、1つは非常に多くの関係省庁でいい教材をたくさん出していただいています、余りにも重複部分が多いのではないかと。また、各省庁の独自性というものがどこかでもっと発揮されてもいいのではないかとこの点でございます。

もう一点は、一方で何らかの検証・評価・監視に関する御回答があってもいいのではないかとされる関係省庁で、まだそういう説明・報告がされていないのではないかとこのことでございます。これにつきましても、本日、追加の資料のところ新たに関係省庁からプラスαで御説明もいただけるようですので、また後ほどお願いしたいと思っております。

こういった連携に関する問題点を踏まえまして、具体的に私どもでこんなことをしていただけたらという要望でございますが、連絡協議会の設置というふうに書かせていただいております。名称はともかくといたしまして、交換を行う場を少し組織的に持っていただきたいということでございます。

そして、具体的には年3回ぐらいで関係者から必要な情報収集をしたり、あるいは各省庁がその年の教材の内容を相互に調整したり、そして、最後の3回目には検証・評価・監視についても、今回のようにばらばらにさせていただくのではなくて、一括したものでそういう作業もしていただきたいということもございまして、およそ、少なくとも3回ぐらいの詰める内容があるのではないかとこのこと御提案をさせていただきます。

そして、これにつきましては、やはり内閣府さんの方で少しリーダーシップを発揮されて全体をまとめ上げるという労を取っていただきたいという要望も書いてございます。

2枚はねていただきますと、例えばということで、各省庁の連携といいますか、どこがどういふものをどんなふうに使っているかということを一元管理するために、例えばこういうものができないだろうかということを書いてございます。例として挙げましたのは、例ということで正確でない部分があるかと思いますが、こういったイメージで全体をまとめ上げていただきたいということでございます。

以上が、番号1についての御説明です。

番号2について、これは既に上の1の部分とも関係してきますけれども、関係者との情報交換・意見交換がやはり不十分であると。各委員からの指摘にもありましたが、消費者団体、事業者団体、マスコミ、学識経験者、NPO等々で、勿論、部分部分ではそういう情報収集をしていただいているのは存じ上げておりますが、やはり全体として不十分ではないかということでございます。

これについては、先ほど連絡協議会の中で、まず最初に関係者から情報収集をしていただいたらどうかということをお願いしたので、そこでカバーしていただけたらと思っております。

3番目、これは内容に関わるもので、先ほど2点あると申し上げました。1つは現状では体系化の成果を反映していないという問題点です。そして、職域についての教材が具体的に作られていないということでございます。

これらにつきましては、やはり全体的に考える場合には体系化のシートをもっと活用する必要があるのではないかと考えております。職域についても、職域だけを取り上げて議論すると難しいので、体系化シートのようなもので全体を把握する中で、職域というのはどういうところでどういう形で出てくるかということ把握していただけるといいのかなと思っております。

それで、先ほど別の御説明のときに資料5というので体系シートがございましたので、これを使わせていただいて恐縮なんですけれども、消費者教育の教材がきちんとできているかどうかというのを見る場合にも、この体系シートのすべての部分をどこかでちゃんとやっているかという見方が必要なのかなと思っております。

62個も分かれて、一つひとつばらばらという意味ではないんですけれども、例えば、横軸から見ると、内閣府さんや文科省さんなどというのは横軸の方から業を取る感じで守備範囲といいますか、お取扱いをいただく範囲が出てくるのかなと思ったりもいたしました。そして、縦軸を見ていきますと、農水省さんや金融庁さんや経済産業省さんなどなど、環境省さんという辺りは縦軸でどこかカバーする部分が出てくるのかななどという、今はまだ漠然としたイメージなんですけれども、これを少し利用していただいて内容を詰めていただくといいのかなと思っております。

勿論、体系化の方もまだ途中にございますので、これが完全なものでないということを含んでですけども、やはりこちらを踏まえた形での教材の内容を見ていただきたいと。そうしませんが、一部が全く抜け落ちてしまう。現在ですと、例えば契約辺りに物すごく

教材が集中しているということが起こってくると思いますので、そういう意味でも消費者教育がこういうものだととらえるのであれば、それぞれのところに対応する教材があってしかるべきと考えております。

最後に、4点目ということで、1枚めくっていただきます。消費者教育の効果の把握ということについて、やはり今回の検証・評価・監視では十分ではないと考えております。

ただ、この消費者教育の効果をどうはかるかということについては私自身も非常に難しさを感じているところがございますが、少なくとも、例えばトラブルがどのぐらい減ったかとかということも勿論数量的な指標になると思いますが、きめ細かにアンケートなどを取っていただいて、それらを整理する中で一定の評価をしていただくというような仕組み。そのためには、消費者教育を実施している機関との連携とかという問題も出てくるかと思えます。あるいは、場合によっては「消費者力テスト」とそこに書きましても、例えば効果をはかるための教材をつくるか、いろんなやり方があるのかなと思いましたが、いずれにいたしましても、効果を把握するという部分について更に御検討いただければと思います。

以上でございます。

○御船座長 ありがとうございます。それでは、審議に入っていきますが、この「主要論点」というシートに沿って議論をしていきたいと思えます。その際、今、東委員が御提示いただいた幾つかの論点も入れ込んで議論できたらと思えます。いかがでしょうか。

東委員の御発表は、どちらかといいますと、体系に沿ってということがかなり要望としてはあるんですが、逆に、今まで各省庁の方々がそれぞれの、例えば金融とか、あるいは環境とかということでも独自に進められて実績もあるものがやはり脈々とあると。それをどういうふうには体系化していくか、あるいは消費者教育の基盤整備として教材をつくっていくのか。そして、そのときに共通に悩みがあるので、その辺をどういうふうには解決しながら消費者教育をもっと進めていくかということがあると思えますので、体系化も一方で置きながら、どういうふうにお進めいただくのか、回答が足りないという御指摘がありますので、各省庁から、いや十分だとかということをお発表いただきながら進めていきたいと思えます。

まずは、内閣府の方からお願いできますか。

○服部消費者企画課長 内閣府に限った話ということで御説明させていただきますと、私どもの方は体系化をさせていただいて、いろんな省庁さん等に御協力をいただきながら進めていくという観点でございますが、従来、教材の作成に関しまして情報交換とかを実施していたかといいますと、全くといっていいほどやっておりませんで、今、東委員から御指摘を受けた点は非常に重要なことであると考えております。

○御船座長 文部科学省はいかがでしょう。

○大内男女共同参画学習課女性政策調整官 私どもも、今回、体系化ということでライフステージごと、あるいは課題ごとのシートを拝見して、確かにちょっと足りないところも

あるかなとは思っております。

ただ、今回、社会教育の部分につきましてはつくらせていただきましたので、体系化で少し課題について足りない部分があったかなと思いますので、また活用状況等を見ながら、その辺を評価してまいらなくてはいけないかなと思っております。

○御船座長 ありがとうございます。

環境省はいかがでしょうか。

○上田総務課課長補佐 環境教育については、それだけで専門の法律もありますし、また4月に環境基本法に基づく環境基本計画というものも閣議決定しまして、その中で環境教育というものも位置づけています。環境の中での体系化というものもありますし、また消費者教育の中でも体系化となって、それぞれ目的も違うので、効率的な見方で進めていただければ、我々としてもできることはさせていただきたいと思えます。

例えば、環境教育の中で言えば、特に小学校・中学校での教育というのを大切だと言われる方がいらっしゃるので、文部科学省と連携をして資料と一緒につくらせていただいたりとか、そういったことをやらせていただいていますし、我々の中では結構体系化はしているつもりですけれども、消費者教育の視点で見て足りないというような御指摘があれば、またそれも受けて考えていきたいと思えます。

○御船座長 経済産業省はいかがでしょうか。

○両川消費経済政策課長補佐 経済産業省の両川でございます。

経済産業省としましては、文科省さんと多少関連はあるかと思えますが、平成17年の施策で学校教育の現場、大学・高校・中学校へのインターネット教材、それから、若者向け教材としてパンフレット、ビデオを作成しております。

それから、企業の新入社員教育の現場で使っていただくということで、これも今年500人以上の企業に対しましてアンケートをお送りしまして、新入社員教育の場で使っていただくよう依頼をしまして、結構、申込みを受けております。

あとは、地域の消費経済教育の場でのパンフレット、ビデオを作成しております、これは高齢者向け教材、住宅リフォーム、床下点検、浄水機等のそういうパンフレットを使いまして、結構、消費生活センター、消費者センターの方からは、この教育をした後で契約の解除ができて喜ばれたとかそういうアンケート結果をいただいております。

ただ、他省庁さんとの連携が若干不足しているのかなと思ひまして、今、御指摘があったように、今後、連携をしながら進めていきたいと思っております。

○御船座長 ありがとうございます。

内閣府の企画調整課の方はいかがでしょうか。

○清谷企画調整課総括係長 企画調整課の清谷でございます。

本日、特に教材作成をこちらの方でやっておるということで、その関連でお招きいただいたんですけれども、経済教育の取組みを大臣官房企画調整課の方でやっております、なかなか消費者教育という観点からの検証・評価・監視ということを我々の取組みでやる

のは難しいのかなというのが1つあるんです。

と申しますのも、我々の取組みは消費活動にとどまらず、企業の活動であるとか、あるいは政府の公共政策であるとか、そういった経済全体に対する国民のリテラシーの向上をいかにして図っていくかという取組みでございますので、そこは全体の調和を図るという意味で、個々の分野でイニシアティブを持って、やる気のある主体が推進を行っているような部分については、特にこちらから新たな重複であるとか、独自性を欠くような取組みをこちらの方でつくっていかうということは特にございません。

そういった意味で、消費者教育の方の取組みの状況を見ながら、こちらの方でも経済全体のほかの活動も含めて、足りない部分をいかにして補っていくのか。そういった視点が必要なのかなと認識しております。

教材の方は、サラリーマンを退職した夫婦が牛丼屋を開店しようということで、消費者教育の方で教材が充実しておるのは重々承知しておりましたものですから、こちらは起業活動に関するカウンターパートというのがやや不足しているのではないかということでこういった取組みをやっておりますので、そこは消費者教育の方の議論も横目で見ながら今後も取組みをさせていただこうと思っております。

以上でございます。

○御船座長 ありがとうございます。

そのほかの省庁の方で、教材でこんなものというようなことがございましたら、どうぞ御発言くださればと思います。よろしいですか。

お願いいたします。

○内堀司法法制部付 法務省でございます。多少、お時間をちょうだいします。

法務省では、法教育推進協議会というものを設けておまして、文部科学省からも委員としておいでいただいているほか、例えば学習指導要領等に関する検討状況について文部科学省様から御報告をちょうだいしたり、あるいは消費者教育の体系化について内閣府国民生活局様からの御報告をちょうだいするなどして、関係省庁間での意見交換を図っているところでございます。

それから、実際に教材を用いて指導に当たられる先生方、あるいは弁護士会や司法書士会の関係者とも適宜、意見交換を図っているところでございまして、教育の効果につきましても法教育推進協議会において授業を実践された先生方からの報告を受けて、検証しているところでございます。

体系化につきましても、やはり世代別、発育段階別、あるいは分野別に体系化していく必要もあろうかという認識を持っているところでございまして、今後の課題として検討してまいりたいと考えているところでございます。

ありがとうございます。

○御船座長 どうぞ。

○東委員 どうもありがとうございました。

前回のこのワーキングのときには、まだ一部の関係省庁の方からの資料しか提出されていないような状況がございましたので、やはり少しでも関連するところは皆さんでという意味も込めまして、この連携については特に力を入れて発言させていただいたわけですが、これは今日いろいろ補足の説明をいただきまして、非常にいろいろ工夫されているということ承知いたしましたので、是非、このまま引き続き、内閣府さんの方に中心的な役割をうまく果たしていただきながら連携を進めていただきたいと思います。

2点お願いなんです、これも既にお話ししたと重なりますが、1つは連携を具体的な形あるものにしていただきたいということです。場を設けるとかというソフトな形だけではなくて、やはりこういう組織でこういうふうに進めますという仕組みとしていただきたいということが1点。

もう一点は、教材を作成するときに、やはりすべての分野を網羅していただきたいと。金融のトラブルへの対応ということは当然ですので、それは悪質商法絡みのことでそういう教材が厚くなるということはあってもいいかと思いますが、すっぱりここはないというようなことがあってはまずいのではないかとということもございますので、やはり全体的な教材の作成を連携の下で進めていただきたいと思いますということを最後に申し上げたいと思います。

以上でございます。

○御船座長 ありがとうございます。教材もいろいろお持ちいただいているやに伺っております。

それで、時間もないんですけれども、金融庁様及び国民生活センターの方、せっかくいらしていますので、1分以内で何か特段、教材の現状とかということがありましたら、無理に発言は求めませんけれども、何かありましたらおっしゃってください。

○野崎政策課長補佐 金融庁でございます。

先ほど、体系化の話がありましたけれども、金融の関係でお話をさせていただきますと、金融庁が参加しております金融広報中央委員会というところが中心になって、2002年の段階で金融教育の体系化というのをさせていただいております。今般、内閣府の方で消費者教育の体系化を行っていただくということで、我々、金融庁と金融広報中央委員会も参加させていただきまして、意見等を言わせていただきました。

現在、金融広報中央委員会の場で金融教育に関する体系化を別途考えておりますが、それは内閣府で作っていただいた消費者教育の体系化をつくっていただいたものを前提にしましてやらせていただきたいと思います。それに併せた形で、また教材の見直し等も考えていきたいと思っております。

○宮内広報交流部長 国民生活センターです。

私どもは、今回、啓発資料を2種類ほどこちらの方にお出ししたんですが、ここで取り上げているのは学校とかそういったところで取り扱っていただくような教材とは性格が異なります。ただ、私ども、消費者教育といいますか、どちらかといいますと消費者啓発の方がウェイトが高いわけなんですけれども、教育も兼ねて、そういった啓発の情報は今後とも

多く出していきたいと考えております。

ですから、学校の教材とかそういうものとは性格が違いますけれども、消費者トラブルといったものの被害の未然防止のために情報提供に努めていきたいと考えております。

○御船座長 どうぞ、PRなさってください。

○両川消費経済政策課長補佐 経済産業省でございます。せっかく持ってきましたので、御紹介いたします。

平成16年度と17年度にこういうものをつくりました。こちらの方は高齢者向けです。ビデオ、それから、こちらのパンフレットは非常に好評で、今、貸し出しております。

それと同時に、使ったところに対してはアンケートをいただいております。非常にわかりやすかったとか、ちょっと色刷りがまぶしかったとかそういう評価をいただいております。

こちらは、今度は若者向けです。これは平成16年度につくった若者向けのキャッチセールスとか、デート商法とか、これも今、学校の教育の現場とか企業の方で使ってもらっています。

一応、今日持ってきましたので御紹介させていただきました。

○御船座長 ありがとうございます。

非常にたくさんの教材があるというのは最近、非常に重々わかってきて、ただ、金融に関しましては金融広報中央委員会の方でかなり冊子でいろんなアナウンスをしたり、そこに参加希望を募ったりと割合工夫されていて、更にこれを消費者教育にすると膨大になると一方で思いながら、存在はやはり知っておくということと、それから、工夫をするときに観点がいろいろあって、それはそれぞれが思い悩んでいるよりもそれぞれ共通してやればもっと進むかなと思います。

私、全体的に拝見して、これだけの関係省庁が連絡協議会などをつくって、例えば法教育の中でも消費者法だけではなくて経済法もあるでしょうから、そういう関係図みたいなものを最終的には書けるような、そういうことも連絡協議会というような形をつくって、そして教材開発あるいは教材の位置づけとかということを消費者にわかりやすいようなポータルサイトみたいなこともできればというのが希望なんですけれども、早急にやっていただく方が、多分、重なり合ってもいいんですけれども、どういうふうに違うのか、だれに有効なのかということで網羅的に推進できればと思っております。今後の取組みのところに連絡協議会をつくるなどということを一筆書いていただきたいと思うのですが、是非お願いしたいと思っております。

よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○御船座長 ありがとうございます。本当に私のやり方が下手で、時間が超過しております。まだ御意見もおありかと思いますが、次の項目が控えておりますので、この辺りにしたいと思います。

どうも、御担当の省庁の方々、有益な御示唆・御意見ありがとうございました。今後よろしく願いいたします。

(分野横断的關係説明者【番号9】退室)

(経済産業省、環境省説明者【番号13、16】入室)

○御船座長 それでは、早速、重点審議施策〔6〕「環境情報の提供の充実」（施策13、16）について御審議いただきたいと思えます。

御提案いただく委員は、品川委員です。また、各省庁で御対応いただきますのは、経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー対策課係長實好敦士さん、環境省総合環境政策局総務課課長補佐上田康治さんです。

それでは、品川委員お願いいたします。

○品川委員 資料3-1というところで、環境情報関連で1枚ペーパーを用意いたしました。

重点施策としては、座長おまとめの、もう少し総合的に「環境情報の提供の充実」ということでメモをお出しいただいておりますけれども、私のメモはとりわけ商品の環境情報、環境ラベルというところに絞って、若干コメントさせていただこうと思っています。

現在、商品に関わる環境情報というのは大変煩雑な状況ということです。書きましたように、環境省の関連で言っても、エコマークあり、グリーン購入ネットワークによるデータベースあり、商品環境情報提供サイトという情報提供あり、経産省の関係でもエコリーフあり、省エネラベリングがありというふうなことで、それに各企業がそれぞれ自己認定のような形でのタイプIIラベルの商品情報提供をしているということで、そんな意味では大変煩雑になっている。

それで、店頭で目に触れるマークだけでも右側にありますように幾つもありますし、加えてインターネット上でのデータベースの提供の仕方がそれぞれのラベルごとにつくられているというふうなことです。あるいは掲載される商品もそれぞればらばらで、商品によっては環境情報のないものもたくさんある。そんな関係でありまして、その点では消費者が購入時にこの環境情報を探すというのもそれ自体が大変、あるいはどう判断したらいいかわからない。そんな関係です。

その点では、それぞれ政府なり、あるいは関係団体がつくっている環境ラベルに関する情報ということについて、一本化したデータベースというものを作成するというのを是非トータルにやっていただけないものか。データベースとしては一本化した上で、いわゆるラベルIIIというふうな細かい環境情報まで見ようという人は、数は余り多くないかもしれない。

それぞれの消費者がそれぞれの関心の程度に応じて見やすいものにしていく。そういうものを是非つくっていただけないか。これだけ多々ありますから一挙にというふうには思いますが、一本化に向けての手順を決めて、何年がかりでそれを目指すというふうなことを是非御検討いただけないものかと思っております、その点を最初に

コメントさせていただきました。

○御船座長 ありがとうございます。

それでは、主な論点メモに従いまして御議論をいただきたいと思います。今の品川委員及び論点に関しまして、それぞれ御発言いただければと思います。お願いいたします。

○上田総務課課長補佐 環境省でございます。環境省の回答については、お手元の施策 10 というところからとじてある 13 のところに書かせていただいておりますが、基本的にはよく関係府省間で話し合って、御指摘の点を踏まえてこれから検討させていただきたい、課題として受け止めさせていただきたいと思っています。

とりわけ、この分野、環境省もグリーン購入法という制度で多数の商品の基準を決めて、実際に各省庁さんに購入いただき、また自治体でも条例等でやられて、都道府県はほとんどの自治体でやられて、今、市町村にどんどん広がりつつあるという状況ですので、そういった御指摘があるということは深く受け止めて、どういうことができるかというのはやっていきたいと思います。前回の説明でも、ガイドラインとかというものを検討しているという、その検討の仕組みはあります。それで実際にやられているんですが、何分、多数のマークがありますので、いろんな人と話をしていけないといけないと思います。指摘を踏まえてやっていきたいと思います。

今のところは、ポータルサイトと言えるのかどうかはわかりませんが、マークを紹介するようなホームページというものはつくって、クリックすればどういうマークなのか、どういう商品を対象としているのかというのはわかりますが、まだまだ不十分だということもわかっていますし、それを一括するというのも、最近はインターネットですからリンクをすればほとんどできると思いますし、どういうやり方がいいのかは本当にこれから話し合っていきたいと思います。

○實好省エネルギー対策課係長 経済産業省です。

私の方の担当は「省エネルギーラベリング制度」と「国際エネルギースタープログラム」になるんですけども、先ほど環境省さんが言われましたとおり、さまざまな情報がございまして、それを一本化するためにはやはりさまざまな方と御議論して、御意見交換をさせていただきながら統一的に情報提供できるような形にできればと考えております。

経済産業省は以上です。

○御船座長 具体的な取組みはあるのでしょうか。品川委員がおっしゃったような、非常に消費者にわかりやすく、統合ではないですけども、少なくともどういう差があるのかどうか。一覧してよくわかるというようなことをどこかやろうというようなことが芽生えているのでしょうか。それとも、それぞれ独自でやって、消費者はそれぞれ勝手に見ろみたいな感じでしょうか。

○上田総務課課長補佐 この点については、ずっと前からいろいろところで指摘をされ、消費者教育の分野だけでなく環境の分野でも指摘されているのは事実で、そうしたこともあって、今、情報提供の在り方について検討しているというところで、では、その提供し

ているというのはもう少しスコープは広いんですけれども、一体化というようなものの指摘というのも今日いただきましたし、それも踏まえてやっていきたいと思います。

全く、検討で白紙なのかというと、そうではなくて、先ほどもちょっと言いましたけれども、環境省で今できることとといいますと、およそどんなマークがあるのか。そのマークというのは、どんな商品を対象にしているのかというのは、せめてインターネットで検索しなくてもできるようなものはつくっておりますが、それで十分だというもので御指摘があるわけではなくて、それでは不十分だという御指摘だと思っています。

そこから先に移行すると、やはりいろんな省庁と議論していかないといけないと思いますので、それについては深く受け止めてやっていくと。入れ物といいますか、そういう検討をしなければいけないという認識は持っていますので、真面目にやりたいと思います。

○御船座長　　お願いします。

○品川委員　　環境一般というふうに言いますと、かなりいろんな省がありますけれども、今、私が触れたような、例えば商品の環境ラベルというようなことで言いますと、中心的には環境省と経産省ということになるかと思うんです。

先ほど、別のテーマでやっていましたけれども、少なくとも連絡協議会と申しますか、同じお座敷で定期的に情報交換するとか、意見交換するとか、そんな仕組みはおありでしょうか。

○上田総務課課長補佐　　法律で言えば、グリーン購入法というのがありまして、それについて商品の認定をする基準自体は閣議決定なものですから、その案をつくる時には主要省庁で経産省、例えば公共事業みたいなものもありますが、国土交通省といった方々と基準づくりのところから一生懸命話をしています

その中で、実はラベリングの話はまだ余りしおりません。今、一生懸命、商品を受け入れて増やしているというところで、ただ、制度も大分成熟してきましたので、そういった話も必要かもしれないと思っておりますが、今のところは各省と連携で、商品で申しますと、グリーン購入法というつながりが一番大きくて、それ以外は定期的に、固定ではなくて、随時の情報交換、意見交換、例えば、我々が新しい取組みをするときは経産省に御相談するし、エコリーフについては、たしか我々の方にも担当課の方に御相談があったということで、そういう時期に応じて情報交換をさせていただくというふうなところで今のところはとどまっているという認識でございます。

○御船座長　　平成18年度に連絡協議会をつくるか、そういうのはすぐには無理でしょうか。本当にとってもわかりにくいんです。

消費者は、環境に優しい行動をすごくしたいと思っているんですけれども、非常にそれぞれのホームページを見て必死で消費者ノートをつくり、そしてラベルをつくって張って、これは違うなどということはまずはやらない。だとすると、やはり消費者が環境に優しい行動をするための支援としてはラベルをそれぞれ見ると。表示が一番、消費者にとっては見やすいということがございますので、是非、勿論つくるときにはグリーン購入はグリー

ン購入でその目的があって、そして関係省庁とやったと思うんですが、是非、消費者のためにやるというようなことの発想はできないでしょうか。

○上田総務課課長補佐 消費者のためには一生懸命やっているつもりなんですけれども、国が率先して買うことでマーケットが広がっていく。そのためには、国がやっていることをわかりやすく説明するのも我々の仕事だと思って、インターネットなども工夫しているつもりですが、具体的にこういうことをしたらどうだという御提案、例えば、今、言ったような協議会みたいなものについては、今、ここではいというのは、私もよくわからないものですから、宿題として担当課なり、こういうことで御検討くださいということがもしあれば承って、また御回答させていただきたいと思います。

○御船座長 芝原委員、いかがでしょうか。企業としてはラベルというものを非常に工夫して、消費者にわかりやすいというようなことがかなり企業の側から言われていて、企業は企業で非常に努力をしておられると思うんですが、企業1つではできないので、多分、A C A Pのような形でそれぞれやるというようなことを自主的な取組みとしてはやられていると思うんですが、消費者のためにどういうふうな、今の品川委員の御提案のような形がどうすれば実現できるのだろうかとは私は本当に思っているんですけども、何か御意見はございますか。

○芝原委員 話を始めてしまうと、すごく時間が必要になってしまいそうでちょっと心配なんですけれども、やはり皆さんがおっしゃるとおりだと思います。私はメーカーですが、メーカーのものでもどんどん基準が変わったり、省エネはリセット条項などというものがありますね。なかなか難しく、つくる方、ラベルを準備して製品に張り付けるなどという現場はやはり結構大変なんです。

これで本当に、従来もよくわかっていない面もありまして、説明は専門の部署が社内に説明して回ったり、聞かれたときの対応のためにちゃんと教育などをやるんですが、それにしてもいろいろ家電の中だけでも結構大変なんですけれども、消費者になりますと、今度はいろんな違う商品もありますので、もっとわかりやすくシンプルな何か魅力的なものにしてほしいというのがメーカーとしての希望でもあります。

○御船座長 済みません、無理に発言させてしまいまして失礼いたしました。

この施策に関しましては、環境ラベルなど事業者等の環境情報の提供に関して、その方法や内容などの望ましい在り方について検討し、平成17年度に一定の結論を得るということになっております。したがって、一定の結論をどういうふうに得たのかということをして是非明示していただきたいと思います。

また、できましたら先ほどのような、消費者が一般的、普遍的に願っていることを具体的な今後の取組みの中に是非反映させていただくような方向で御検討をお願いしたいと思います。

そのほかに、御意見ございますでしょうか。時間が押し迫っていて、よろしいですか。大河内委員、大丈夫ですか。

○大河内委員 はい。

○御船座長 どうもありがとうございました。まだ御意見等があると思うんですけれども、次の項目が控えております。省庁の方々、非常に無理を言いましたけれども、是非、最後の点はおくみ取りいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。

(経済産業省、環境省説明者【番号 13、16】退室)

(厚生労働省、環境省説明者【番号 14】入室)

○御船座長 続きまして、重点審議施策〔7〕「消費者に身近な化学製品に関する危険有害性情報の提供と理解の促進」(施策 14)について御審議いただきたいと思います。

各省庁で御対応いただきますのは、環境省総合環境政策局総務課課長補佐の上田康治さんです。質疑に関しましては、厚生労働省の方が控えていただいております。

これにつきましては、重点審議施策のところに書きましたように、一般の消費者の理解というのが非常に十分ではないということがございます。それで、資料 1 の方に円卓会議、シンポジウムというようなことを開きまして、より効果的なリスクコミュニケーションが可能なように事業を推進しているということなんですけれども、円卓会議などをおやりになっていることがどういうふうに消費者へ還元されているのかというようなことを問題意識としては持っております、是非、その辺から御説明いただきたいと思っております。

○上田総務課課長補佐 環境省でございます。この点について、環境省の回答については先ほどの施策の回答シートの 14 のところで書かせていただいているんですが、担当課の方にも少しヒアリングをして、実際に書いていただいたのは担当課の方なんですけれども、答えを見ていただいたかと思いますが、アンケートをこれから実施して、今、一番の普及のツールは、会議の中身をすべてオープンにすること、議事録、資料をオープンにすること、パンフレットをつくるということで、どのぐらいの人がクリックしているかという数はわかるんですが、効果がどのぐらいというのはなかなか難しいところではあります。

それで、これを実際にやっているのは、組織で言えば環境保健部というところですが、そこでは独自の調査としてアンケートのようなものやしていきたいというようなものを一つ言っております。

あと、ここには書いておりませんが、先ほど言及しました環境基本計画というものがあまして、そちらの方も毎年 1 回フォローアップをすることとしております。勿論、化学物質の分野の中で、このリスクコミュニケーションというのは非常に大切な課題になっており、一時期のダイオキシンであるとか、環境ホルモンといったところで、漠然とした不安で過剰な反応が起こるといったところもあるし、勿論、施策が足りなかったところもあるんですけれども、そういったものについてコミュニケーションが大きな柱になりますので、その施策の中で、このいただいた御指摘についても評価していく方法を考えたいと思いますし、その結果についてはこちらの方にもまた反映していくということで、今すぐ、こんなことで新しいものができますというのはないんですけれども、課題として受

け止めさせていただきたいと思っております。

○御船座長 一般の消費者の理解というのは、どのぐらいという言い方は申し訳ないんですが、どういう感じでしょうか。私にとっても非常に難しいと思いますし、理解のレベルがいろいろあると思うんですけれども、その現状を踏まえて、こういう環境円卓会議、透明性をということで会議を全部やるということなんです、会議を全部公開したとしても、一般消費者の理解の増進というところにつなげていくという道筋としてはどういうふうになるんだろうかということが非常に気になっておりまして、その辺の御説明を是非お願いしたいと思います。

○上田総務課課長補佐 実際に会議でやられているのは、例えばこんな物質とかというのは一体どのぐらい毒性があるかというのを消費者の代表の方はこう不安に思っているというようなことを言われて、専門家がこう言われて、メーカーの方はこう言われてというのが全部載っていて、お互いの資料も全部出ているというふうな形なんです。

実際に、一般の消費者の方を考えると、やはり不安に思っていないと見ないし、必要もないんだと思うんです。だから、認知度はと聞くと、例えば環境ホルモンについて正しい認識を持っておられるかといいますと、かなり低いかもしれないんですが、不安に思ったときに、調べなくてもいつでも情報が手に入る状態にしておくことは大切なのかなと思っています。ただ、非常に一時期、本当に世の中全体がわっと不安に思っているときには、時に応じて大量にパンフレットみたいな形でしたりとか、工夫をしたりする必要のあるのかなと思っています。

ただ、この円卓会議自体のプレゼンテーションの仕方の工夫であるとか、国民へのアプローチの工夫というのは、我々として、今、ベストかなとは思っているんですけれども、毎回毎回、やはりアンケートなどをしながら工夫を重ねていくという努力はしなければいけないと思っています。

○御船座長 アンケートは取っておられるんですか。

○上田総務課課長補佐 済みません、恐らく取っているのではないかと思います、確認しておきます。

○御船座長 取っておられるようなんです。それを踏まえて、開催内容の見直しなどをより効果的に事業を推進していきたいという、この辺がどこまでが将来系で、どこまでが現実なのかわからなかったものですから、アンケートはしているのか、その辺、実際にやられているという事実はきちんとお示ししたいと思っています。

○上田総務課課長補佐 ここは、回答ぶりを修正してお答えすることにします。

○御船座長 品川委員、この点は非常に御関心と御見識があると思うんですけれども、いかがですか。

○品川委員 今、言われたように、この化学物質というのがマスコミの報道を含めてえらい注目を浴びるときと、必ずしもそうでないことがあって、それが常に満遍なく国民の中に広く知られていなければいけないということではないと思いますから、求めたときにす

ぐ情報が手に入りやすい状態をつくっていくということでもいいんだとは思っています。

それにしても、この円卓会議がスタートする時点では、これ自体もかなり話題になってスタートしたということがあると思うんですけども、以降、この円卓会議の存在自体も余り知られていない状態がこの何年かずっと来ているような気もしていて、そんな意味では化学物質についてのP R T R法なり何なりみたいな、そういう管理するシステム自体が動いているんだということぐらいは、もう少し広く知られている状態にしておくことが必要ではないかというふうなことを思っています。

○御船座長 そのほかに、ございませんでしょうか。

この施策に関しましては、平成18年度以降も継続的に実施するということになっております。今後の取組みに関しまして、国民の間の事業の一層の普及を図るというシンポジウムとか具体的などころはあるんですが、どの辺を到達点あるいは円卓会議なども10%の人に知ってもらおうとか、冗談ですが、そういう具体的な目標といたしますか、取組みに関しましてはどのような展望を持っておられるのか、現在の記述内容に関しまして、もう少し丁寧な、具体的にというふうなことが私の段階では要望としてはあるんです。

○上田総務課課長補佐 今のところ、我々はこれが非常にいい方法かな、有効な方法かなと思っているので、この仕組みをいかに改良していくかというスタンスで、今、書いております。ただ、更に改良の余地、こういうところがあるのではないかとということであれば御指摘いただいて、それも含めて我々としてはどんどんいいものにしたいので、直していきたいとは思っております。

もし、もう少し、今の御指摘を踏まえて、このうちの役所からの回答ぶりについて工夫するところがあるのかどうかというのは担当課の方には聞いてみます。

○御船座長 人材育成・派遣等を通じたリスクコミュニケーションを推進するというところで、人材は「化学物質アドバイザー」の講習・登録・派遣を試行的に行うパイロット事業を実施すると。これは、今後はどういうふうになっていくんでしょうか。

継続的に実施するということに関しましては、やはり勿論、平成18年度ということが私自身は非常に注目するところなんですけど、こういう人材育成とかということはある程度は中長期的な視点でどうされるのかということ、パイロットではなくて次から次へこうやるとかという道筋を付けていただくともっといいのかなと思うんです。

○上田総務課課長補佐 済みません、不確かな情報ですけども、たしか、まだ引き続き、同じような形でもう少し検討を加えるということだったと思います。本格的にというのは、まだ平成18年度からではなかったと思うんですけど、それも含めて、18年度以降の扱いについてはこちらに追記するような形にしておきます。

○御船座長 是非、そのようにお願いできればと思います。

そのほかにごございませんでしょうか。渡邊委員、よろしいですか。

○渡邊委員 はい。

○御船座長 御意見もきつとおありだと思っておりますけれども、この辺りにしたいと思いま

す。

それでは、御担当の省庁の方々、2つに渡ってありがとうございました。

(厚生労働省、環境省説明者【番号14】退室)

(国土交通省説明者【番号3】入室)

○御船座長 それでは、重点審議施策〔3〕「自動車のリコールに関する不正行為の再発防止対策の徹底」(施策3)について御審議いただきたいと思います。

こちらにつきましては、御提案いただく委員はいらっしゃいません。各省庁で御対応いただきますのは、国土交通省自動車交通局技術安全部審査課長の増井潤さん、自動車交通局技術安全部審査課リコール対策室ユーザー情報企画官のv v v石田勝利さんです。

それでは、御説明いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○増井審査課長 今、配らせていただきました資料で説明させていただきます。

実は、この資料は、こちら様の事務局の方から、今日はこの資料がなくてもいいと言われたんですが、前回、この監視の様式に従って私どもの方で書いて御説明をいたしました。座長の方から、当方の書きぶりがかなりシンプルな書きぶりだったものですから、そのときに私どもが口頭で説明したような内容を今回までに具体的に書いてくれというふうに御指示を私としては承ったものです。

それから、この内容は基本的には、消費者基本計画に記載した事項は三菱のリコール問題を受けて私どもが平成17年度に対応した施策について書いたんですけれども、御質問の中にはリコール制度の基本的な全般的なことも結構絡む御質問もあったものですから、このところも整理させていただいて、この資料をまとめたということでございますので、この資料に基づいて説明させていただきます。

詳細については、石田の方から御説明させていただきたいと思います。

○石田審査課リコール対策室ユーザー情報企画官 突然、資料配付いたしまして大変恐縮でございますが、まずは資料の方の説明をさせていただきたいと思います。

大きなところは2つ、ホチキスどめで資料をお配りさせていただいてございますが、1つ目が検証・評価・監視の様式に従いまして、前回、座長の御意見を踏まえて修正を行ったものでございます。もう一つにつきましては、参考的な資料として今回付けさせていただいたというものでございます。

それでは、まずA4横の方の「検証・評価・監視シート」の方から御説明させていただきます。

まず、消費者基本計画にどういったものが書かれたかという背景から申し上げないと理解しにくいということもあり、前回、そういうところを省いて御説明したので、皆様に理解するのに大変な苦勞をいただいたということでございまして、そこからかみ砕いて書かせていただいたということでございます。

まず、検証のところの一番上から御説明させていただきます。まず、リコール制度はどういうものかという前提がございまして、このところは消費者基本計画に載っていない

部分でございます。

本論に入る前に、まず消費者基本計画にどういったことが載ったかを簡単に申し上げますと、リコール制度というのはかなり昔からあって、平成 16 年に自動車メーカーの悪質なリコール隠しというのがありました。そのことに対して、メーカーのコンプライアンスとかそういったところでかなり新聞各社もしくは世論、それから、我々といたしましては自動車の交通安全行政の面から非常に重大なことであったということ踏まえまして、消費者基本計画にそういう悪質なことが二度と起こらないような対策というのを講じますということを盛り込まさせていただいたというような背景がございます。そういった前提で資料を説明させていただきます。

まず、リコール制度につきましては、ここに書いてあります定義がありまして、同一のタイプの車に不具合が生じている場合に、基本的には自動車メーカーが自主的に改修を行うと。その改修を行う際には、事前に国の方に届出を行ってやってくださいというような制度になっているわけでございます。

制度が始まりましたのは、2 段落目にあるとおり、昭和 44 年でございます。その後、罰則の強化、制度の拡充、それから、リコールに必要なユーザーから不具合を求める自動車不具合情報ホットラインの設置とかそういったものをずっとやってきたというところがございます。

そういった中で、かなりリコールというものは順調に進んで、消費者の方からかなり問題があるとかそういうような点での御指摘は受けていなかったんですが、リコール隠しに伴う死亡事故が平成 14 年に起きました。それに伴って、いろんなことをやって我々が検証していった結果、自動車メーカーがかなり悪質な不正行為を働いていたというのが平成 16 年にわかったということでございます。そういったことで、国土交通省といましては、国民の意見募集、それから、有識者からなる自動車等リコール検討会というものを開催いたしまして、3 つの柱の不正行為防止策というものをまとめたというところがございます。

その 3 つが「(1) 情報収集体制の強化」。「(2) 監査体制の強化」。「(3) 技術的検証体制の強化」。要は、通常のリコール業務に加えて、悪質なことを防ぐためにはこの 3 つをやっていきたいと思いますということをまとめたわけでございます。

この 16 年にまとめた方策については、導入可能なものから順次、実施に移すということでやってまいりました。今般、第 164 回の通常国会が開かれているわけでございますが、そこにおいても法律改正を行いまして、(3) にありますが、技術的検証体制の強化というものについて法定化を行ったということでもって、平成 16 年にまとめました再発防止策のツールをすべて措置したというところがございます。

次のページに参りますが、そういった意味では、我々、今、せっかくのツールがそろったという段階でございますので、不正行為を再発させないために、この不正行為のツールを着実に運用していくという段階にあるということでございます。

この過程で特に重要になってまいりますのが、安全性については非常に技術的な知見が

必要だということが今までの経緯上、わかってまいりまして、我々行政官といたしまして、安全基準等は十分熟知しているということで、従来からのリコール担当官に加えまして、自動車の設計・試験・製造管理等について高度な知見・知識を持っている方、実際にそのような業務をやっておられたような方を交通安全研究所で用意いたしまして、そのリコール調査員及び研究官が検証を行っていくという体制で今後、安全性に対しては十分チェックを行っていくということでやってございます。これらについては、やはり人によって判断が変わってはいけないということで、リコール案件調査・検証検討会というものを用品まして、そこは常に適切かつ厳格に行われるように措置しているということでございます。

こういったものにつきまして、基本的にユーザー、メーカーの方への情報提供というのは進めていこうと。これは前回の話で申し上げましたが、そういった意味で、リコールの実施についてはメーカーが直接ユーザーに通知するという制度になってございますけれども、国の方におきましてもプレス発表、ホームページへの掲載とか、ユーザーからいただいた情報につきましてはすべてホームページで公開しているというようなことでリコール制度をやってございます。

そういった背景で、消費者基本計画に記載させていただいて、我々としてもやっていこうというのがその次でございます。

繰り返しになりますが、平成16年に大変な社会的な問題になったと。メーカーの不正行為につきましては、国土交通省としても自動車交通安全行政において非常にゆゆしき事態だということで、ここは真摯にやっていこうということと、ユーザー及び社会の方からかなり強い要請があって、二度とこのような不正行為が起きないようにしてほしいというのを我々としても意見をいただいたということでございまして、そういった中で順次実施するといたしましては、不正行為再発防止策のうち平成17年に措置できるといった内容について消費者基本計画に盛り込んだということでございます。

平成17年に措置できることを計画に盛り込んだということ、逆にマイナス的なイメージに思われてしまうので、それでもう一個の参考資料を用意させていただいております。今度はA4縦のホチキスどめの資料でございますが、不正行為再発防止策とはどういうものかと申し上げますと、先程の3本柱がでございます。

「1. 不具合情報収集の強化」ということにつきましては、(1)の①でございますが、不具合情報ホットラインを今まで存置していたものでございますが、それをどんどん活用していきましよう。そういったことにおいては周知活動が必要ですので、これは17年度からやるということで予算措置もいたしまして広報活動を進めてまいったということでございます。東京モーターショーでは5万人ぐらいの方に情報提供いたしましたし、その他、高速道路のサービスエリア等でチラシの配布とか、そういうようなことをやってきたということでございます。これについては今後とも実施いたします。

2つ目でございますが、自動車メーカーから重大な不具合情報の報告をもらおうという

ことで、四半期ごとに報告を求めるということでやっております。

この①、②については17年度に実施するというところで消費者基本計画に書いてございますが、例えば③とか、次の(2)でございますが、運送事業者が、いわゆるトラック、バスの運送を行う方々でございますが、そういった事業の過程で車両故障で運行ができなかった情報については情報をもらうということで、急遽、これは17年1月に改正してスタートしてございます。ですので、これは消費者基本計画に載る前に措置をしていたということでございます。

それから、(2)で、警察の方も交通事故の情報を得るということから不具合情報というものを持っているということでございまして、これは警察庁と話し合いをさせていただいて、御協力をいただくということで情報提供をいただくスキームになって、今、既にスタートしてございまして、これが16年9月でございます。これも消費者基本計画がスタートする前に措置をしていたということでございます。

「2. 欠陥車関連業務監査の強化」については、これも消費者基本計画に書いた内容でございまして、これは17年度実施、今後やっていくものでございます。

「3. 技術的検証体制の強化」というところについては、技術的検証体制の整備というものも16年11月にスタートしてございまして、今般、先ほど法定化を行ったと。今回の国会で法改正をやりましたということでございます。それが(2)でございまして、法的な整備を行いまして、さきの5月14日だったかと思うんですが、可決いたしましたして、既に施行に移されているわけでございます。

こういった中で、当時の社会情勢からしても早急に対応を求められたということでできるものからやっております、16年度にスタートしていたものに対して17年度まで延びてしまうようなものを消費者基本計画では先延ばしせず、しっかりやりますというような宣言をさせていただいていたという背景にあるということでございます。そういった意味で、前回の何をやったかということで、その3本柱については予定通りやらさせていただきましたというような御報告をさせていただいたということでございます。こういった前段がすっかり抜け落ちていたということで御理解が難しかったというのは我々の説明不足だと。大変恐縮でございます。

ちなみに、今の参考資料、A4縦の紙でございますが、1枚めくっていただいて、この不具合情報を求めているんですけども、よく知らないという方がいらっしゃるんですが、新聞社もこういった形で取り上げていただいて、今年3月の日経新聞の社会面に載せていただいたとか、それから、もう一枚めくっていただいて、去年11月には毎日新聞社の方で我々の取組みについても紹介いただいているという状況でございます。

今後とも、我々は継続してやっていくわけですが、最後は国土交通省の広報紙にこんなような情報を載せましたというのを参考程度に載せさせていただいているということでございます。

またA4横の「検証・評価・監視シート」に移らせていただきますが、今度は右側の

評価・監視の欄でございます。基本的に方針は変わらないんですが、きちっと説明を入れさせていただいております。

評価の方におきましては、消費者基本計画において講ずることとされた措置というのはすべて実行しましたというのは書いてございますが、具体的に何をやったかというのも書かせていただいております。

第2段落目に、こういったことを踏まえまして、不正行為の再発防止策を実施した後ににつきまして不正行為というのは発生していないという状況にございまして、我々としては今のところ、これで対策は機能し始めたのではないかという認識であります。ただ、こういったものについては継続的に実施しないとわからないこともございますので、これらは継続していくつもりでございます。

それから「なお」と書かれてございますが、平成17年度におきましてはリコールの届出というものが309件、リコールの対象台数というものが566万台という過去2番目の悪い数字だったわけでございますが、こういったものにつきましても、先ほど再発防止策というものを実行しながらリコール届出をメーカーからいただいて処理しているというような状況にあるわけでございます。

次に、監視のところでございます。今後の取組みといたしまして、まず16年に急遽、社会的背景も踏まえ、立てました再発防止策につきましてやっとツールがそろったという段階でございます。先ほども申し上げたとおり、今年5月の法改正において最後のツールがそろったということでございまして、今後はそのツールをきちっと使うということが社会的にも求められているものだという理解でございます。こういったことを踏まえまして、二度と不正行為が生じないような措置というものを我々はしていきたいと考えているわけでございます。

大変長くなりましたけれども、説明は以上でございます。

○御船座長 ありがとうございます。非常に重要な論点だと思うんですけども、御意見をどうぞ。

それでは、ほかの委員からの御意見が出る前に、私から2点ほどお伺いしたいと思いません。

1点は、今日のこの参考というものは、今回のこのシートとの関係ではどういうふうに扱うんでしょうか。

○石田審査課リコール対策室ユーザー情報企画官 恐縮ながら、我々もその辺は事務局ではないので、我々は事務局から、この研修・評価・監視の様式をこれに書いてくれと言われて、それに収まるものについてはこちらに書いたというわけでございまして、この参考をどうするかというのはお話しさせていただきながら決めていくものなのかなと思っております。

○御船座長 わかりました。

第2点目なんですけれども「番号3の施策」の「各委員からの質問、意見」ということ

で、2ページ目の一番下なんですけれども「②具体的施策の実施については評価できる。しかし、より広範な」という、この質問に関しまして御回答をいただいているような気がするんですが、ほかのものは全部対応して、ああ、そうかというふうに拝読していただいておりますけれども、この監視の②に対しましての回答はどういうふうに読めばよろしいでしょうか。

○石田審査課リコール対策室ユーザー情報企画官 我々も、正式な形でこれをいただいているということではないと理解しておりますが、ただ、少なくとも弁護士会の方につきましては従来から意見交換をさせていただいております、山口委員はたしか弁護士の方かと思われました。そこの一連の弁護士会の方のグループがございまして、リコール問題とかそういうものに携わっておられる方だという認識でございますが、その方と今年の1月に意見交換をさせていただき、こういうことをやっていますということで、十分我々の施策の内容を御理解いただいているんだと思っております。

そういった意味で、ヒアリング等を通じなくても、今の「具体的施策の実施については評価できる」というような評価はすごく我々にとってはありがたい評価をいただいているんだということでございます。今後とも、いろんな施策についてしっかりやってほしいという御要望をいただいているというのは、これを読みますと、我々に対してエールを送っていただいているものだと思っております。

状況といたしましては、我々、先ほども説明いたしました、16年の社会的背景とか、国民の方の御意見等を踏まえて再発防止策をやり始めまして、現段階でやっとツールがそろったということでございます。これをまず徹底的にやっていく段階なのかなと思っております。

正直、これまでにないぐらいの情報を国土交通省としても、今、収集して、一体、これをどうやって処理しようかというような段階でもあるような状況ではあるんですが、こういうものをまずしっかりやって進めていきたいというふうな思いでございます。そういった過程で山口委員がおっしゃっていただいたように、今後ともそれに安住することなくやってほしいという、ある意味、我々へのエールにつきましては真摯に受け止めていきたいと思っております。

○御船座長 勿論、個人が意見を、あるいは質問をしているんですけれども、ワーキングとして全体的にお願いしておりますものですから、個人ということよりも、ここの御回答に関しまして。

○石田審査課リコール対策室ユーザー情報企画官 済みません、当然、そういう認識でございます。

○御船座長 それで、ここで私が目に止めたのは、やはり情報が非常にたくさん有効なものが来ると。その分析を消費者に開示して、メーカーの安全性確保のインセンティブをやるのが必要であると。インセンティブを持たせるというようなことが非常に重要なことと思っております、それに対してどういうふうな御回答かなというのが非常に関心があったもので

すから。

○石田 審査課リコール対策室ユーザー情報企画官 この実務においては、メーカーへのインセンティブというのは情報収集、それから、メーカーの消費者への開示というものも当然ながら有効な施策でして、ここで我々で言っている再発防止策については、すべてメーカーの方へのかなりのインセンティブになっているということでございます。

まず、情報収集についてはすべて監査の段階でチェックするとか、情報については、確からしいものは全部チェックをしているとか、そういう分析も既にやっております。そういうものに基づいて、先ほどのリコール届出について処理している段階でございます。

それから、情報開示につきましても、従前からずっとやっておるところでございます、いわゆるリコール届出の情報というのはすべて開示をしてございます。本来であればユーザーの方に直接通知されるので、広報義務というものはメーカーとしてはなくなっているような状況にあるんですが、それだけで情報が閉じてしまうのはよくないということで、国土交通省はすべてプレス発表をしてございますし、リコール届出がされると、今はすべて新聞に掲載されるぐらい情報公開されております。

こういったものにつきましては、メーカーの他社の方にもよく読んでいただいて、こういったものについてはしっかり我々としてはリコールさせていくんだということを中心に強いインセンティブとさせていただいていると。

最後に、ユーザーからいただいた情報についても、これはホームページをごらんいただければと思いますが、すべて公開してございます。

○御船座長 今回の御回答をここに書かせていただくなり、実施をしているということだと思います。

○石田 審査課リコール対策室ユーザー情報企画官 それで、山口さん等も含め、この話は1月の段階でさせていただいて御理解いただいて、更にその上の御意見だと我々は思っています、それ以上にまたいろいろ考えてやってほしいということなのかなと思っています。

○御船座長 今回の御回答をもう一回、非常に空白があったものですから私自身が気になったところでして、ごめんなさい、失礼な言い方なんですけれども、お忘れになってしまったのかなと。

だから、実施をしているとかということを書いてくだされば結構ですので、それから、情報もすべてユーザーに開示していますと。

○石田 審査課リコール対策室ユーザー情報企画官 当然、ここでしゃべった内容については書くことは別に我々は差し支えないので、そういったところについては、ただ、こういうものについてどういうふうに取り扱うとか前提があった上でお話があった方がよくて、座長との関係ではないのでございますが。

○服部 消費者企画課長 私の方から、事務的などところで国土交通省さんの方に御迷惑をかけているようなところもあろうかと思っておりますので、その点は申し訳ないところもあったの

かなと思っております。

今の御質問でございますが、消費者政策におきましても、御案内のとおり透明性の確保というのは非常に重要でございます、今回の資料も含めてオープンという扱いです。

これは、部会の運営のルールとして、出された資料については公開ということでございます。この部分につきまして、座長からお話ございましたけれども、ポイントを明確に御記入していただければという趣旨ではないかと思えます。

○石田審査課リコール対策室ユーザー情報企画官 わかりました。つまり、この表自体がオープンになるという前提において、ここに空白があるとおかしいから、公開する前に、では、ここに、今、私どもが発言した内容を記述しておくというこの理解でよろしいですか。

○御船座長 はい。

○石田審査課リコール対策室ユーザー情報企画官 わかりました。当然ながら、それは全く問題ございません。

○御船座長 ありがとうございます。本当にお手数をおかけして、短い時間の間に本当にありがとうございます。

ほかに、ございませんでしょうか。

それでは、いろいろ注文をつけまして、それにも対応していただきまして、どうもありがとうございます。

それでは、この辺りにしたいと思います。お二方、どうもありがとうございました。

○石田審査課リコール対策室ユーザー情報企画官 どうもありがとうございました。

(国土交通省説明者【番号3】退室)

○御船座長 予定の時間を随分過ぎまして、本当に私の不行き届きでございます、御迷惑をおかけしました。

次回はとりまとめということなのですが、最後に事務局の方から連絡事項をお願いいたします。

○服部消費者企画課長 次回のこのワーキンググループの日程でございますが、委員の皆様様の御都合をお伺いさせていただいて調整の上、御連絡させていただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

○御船座長 それでは、本日はこれにて閉会とさせていただきます。本日はお忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございました。